

令和3年度加美町議会決算審査特別委員会会議録第2号

令和4年9月9日（金曜日）

出席委員（15名）

委員長	木村哲夫君	副委員長	三浦又英君
委員	尾出弘子君	委員	佐々木弘毅君
委員	柳川文俊君	委員	味上庄一郎君
委員	早坂伊佐雄君	委員	高橋聡輔君
委員	伊藤由子君	委員	三浦英典君
委員	沼田雄哉君	委員	一條寛君
委員	佐藤善一君	委員	米木正二君
委員	伊藤淳君		

欠席委員（1名）

委員 伊藤信行君

説明のため出席した者

副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
企画財政課長	佐々木実君
会計管理者兼会計課長	大場利之君
代表監査委員	小山元子君
税務課長	塩田雅史君
税務課参事兼課長補佐 兼国民健康保険税係長	小野寺瑞恵君
税務課副参事兼徴収対策係長	西塚新也君
税務課固定資産税係長	猪股直人君
税務課町民税係長	國分周平君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
総務課長補佐	小林洋子君

総務課主幹兼人事給与係長	佐藤 美智子 君
総務課副参事兼契約管財係長	鈴木 潤 一 君
総務課主幹兼庁舎整備係長	高橋 康 雄 君
総務課主幹兼広報広聴係長	塩田 大 輔 君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス 感染症対策室長	佐々木 功 君
危機管理室長補佐	早坂 卓 君
危機管理室副参事兼消防防災係長	後藤 大 輔 君
危機管理室交通防犯係長	高玉 健 司 君
新型コロナウイルス感染症対策室長補佐	今野 歆 大 君
新型コロナウイルス感染症対策室主事	千葉 薫 君
町民課長	浅野 仁 君
町民課参事兼課長補佐 兼生活環境係長	佐々木 義 紀 君
町民課長補佐	村山 みゆき 君
町民課主幹	鈴木 克 友 君
町民課主幹兼住民係長	残間 和 美 君
小野田支所長	内海 茂 君
小野田支所副支所長	渡辺 信 行 君
宮崎支所長	嶋津 寿 則 君
宮崎支所副支所長 兼産業建設係長	伊藤 徳 幸 君
建設課長	村山 昭 博 君
建設課長補佐 兼建築係長兼ダム推進係長	佐藤 嘉 一 君
建設課副参事兼公園道路維持係長	川村 清 崇 君
建設課主幹兼建設総務係長	情野 紘 史 君
建設課土木係長	工藤 真 仁 君
ひと・しごと推進課長	橋本 幸 文 君
ひと・しごと推進課長補佐 兼企業立地推進係長	今野 歆 大 君

ひと・しごと推進課主幹 兼 協働推進係長	大河原 聖 絵 君
ひと・しごと推進課主幹 兼 移住定住推進係長	佐 藤 順 子 君
ひと・しごと推進課主幹 兼 政策推進係長	菅 原 敏 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	猪 股 良 幸 君
次長兼議事調査係長	青 木 成 義 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	鈴 木 智 史 君

審査日程

- 認定第 1 号 令和 3 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 3 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 3 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 3 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 3 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 3 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 3 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 3 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 令和 3 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 令和 3 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11 号 令和 3 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

- 認定第 1 号 令和 3 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 3 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

認定第 3 号 令和 3 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 令和 3 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 令和 3 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につい

て

認定第 6 号 令和 3 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 3 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 令和 3 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9 号 令和 3 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 10 号 令和 3 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 11 号 令和 3 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

午前10時00分 開議

○委員長（木村哲夫君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は15名であります。13番伊藤信行君より欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

それでは、本特別委員会に付託されました認定第1号令和3年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号令和3年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまで、以上11件の審査を行います。

審査日程について

○委員長（木村哲夫君） お諮りいたします。本特別委員会の審査は、決算審査実施要領に基づき、決算審査日程表により進めたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村哲夫君） 異議なしと認めます。よって、審査は決算審査日程表のとおり進めることに決定いたしました。

-
- | | |
|--------|----------------------------------|
| 認定第 1号 | 令和3年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 2号 | 令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 3号 | 令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 4号 | 令和3年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 5号 | 令和3年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 6号 | 令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 7号 | 令和3年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 8号 | 令和3年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 9号 | 令和3年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第10号 | 令和3年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第11号 | 令和3年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について |

○委員長（木村哲夫君）　ここで、審査に入る前に委員の皆様申し上げます。審査は、決算審査実施要領に基づき、各担当課ごとに歳入歳出とも事項別明細書により行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、質疑に当たって1人3回まで、質疑の相手、担当課長等を呼称し、ページ、款、項を指定して簡潔明瞭に質疑をお願ひしたいと思います。また、決算の審査であります、趣旨を逸脱しないよう、さらに議題外の発言や不穏当な発言等がないようよろしくお願ひいたします。執行部におきましては、質疑の内容をよく把握し、簡潔に答弁されるようお願ひ申し上げます。

それでは、決算の審査を行います。

決算審査日程表に基づき、初めに税務課の決算審査を行います。

審査に先立ち、所管する決算の概要について説明をお願ひいたします。税務課長。

○税務課長（塩田雅史君）　税務課長です。おはようございます。本日、私含め5名で対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

令和3年度決算所管事業概要を説明いたします。所管部署、税務課でございます。

一般会計歳入、1款町税1項から5項まででございます。

決算書7ページから9ページになります。

町税全体の調定額は26億2,902万8,000円で、対前年比6,970万3,000円の減となっております。主な要因は、法人住民税と固定資産税の減額によるものです。法人住民税は収益により課税される法人税割の減少と、固定資産税に関しては土地、家屋の評価替え及びコロナウイルス感染症による減免措置により減少したものでございます。収入済額は26億26万2,000円で、対前年比6,552万8,000円の減となっております。収納率は98.90%で、前年より0.12%増となっております。たばこ税は、調定額及び収入額とも1億8,777万円で1,373万円の増となっております。入湯税は、調定額及び収入額とも688万5,000円で、コロナウイルス感染症の影響が長引き微増となっております。

滞納繰越分の収納状況でございます。

決算書7ページから9ページとなります。

令和3年度の滞納繰越分の収納額は1,309万5,000円、収納率43.78%となっております。収納額は前年比441万8,000円の減となっております。コロナウイルス感染症の感染拡大により、窓口への呼出し、自宅訪問などが困難だったことにより、徴収対策に影響があったものと考えております。

不納欠損、決算書7ページから9ページとなります。一般会計での不納欠損は217万5,000円

で、前年比11万6,000円減少いたしました。今後も安易に時効による欠損を増やさないう、正確な実態把握に努めてまいります。

滞納処分状況の状況でございます。

決算書21ページから督促手数料、38ページ、町税延滞金、42ページ、税務課雑入でございます。

滞納処分について、現年分の収納率の向上により滞納件数が減少し、滞納処分の執行件数が減少傾向にあります。平成30年ですと227件、令和元年ですと286件、令和2年で257件、令和3年度で146件となっております。滞納処分執行に当たり、徹底した財産調査、預金、保険、給与、出資金、売掛金、不動産等を行い、滞納者からのクレームや訴訟に発展する場合は考慮し、法律に従い常に公平適正に処分を執行しております。

税務課雑入につきましては、納税組合の損害保険加入金返戻金でございます。令和3年度の執行件数146件で、前年比111件減少しております。県北部県税事務所と共同で催告を行っております。こちらのほうが748件となります。滞納者の家宅捜査を1件、仙台市のほうに出向きまして行っております。そのときに動産を1件差し押さえてきております。

次のページになります。

一般会計歳出、2款1項16目新型コロナウイルス感染症対策費、決算書68ページから71ページ、成果表71ページと90ページになります。支出済額5億4,420万円のうち、感染症拡大防止事業委託料28万2,000円を昨年度より継続して町県民税申告相談会場での新型コロナウイルス感染対策を実施したものです。また、コロナに強い地域づくり事業委託料1,111万5,000円は、町税のコンビニ収納等導入に伴い、新たに支出が生じたものです。

2款2項1目税務総務費、決算書72ページから73ページ、成果表95ページでございます。支出済額8,194万1,000円で、前年比342万6,000円の増となっております。主な要因は、配属職員の年齢、役職構成や職員手当等の増加によるものです。

2款2項2目賦課徴収費、決算書73ページから75ページ、成果表96ページから98ページとなります。支出済額2,783万3,000円で、前年比148万2,000円の増となっております。主な要因は委託料、こちら申告支援システム電子申告対応業務委託料と町税還付金の増加によるものです。

国民健康保険事業特別会計、歳入、1款国民健康保険税1項国民健康保険税、222ページとなります。調定額は5億4,240万8,000円で、対前年比45万5,000円の減となっております。収入済額は5億2,332万4,000円で、前年比84万9,000円の増となっております。収納率は96.48%で、前年より0.24%向上しております。現年度課税分の収納率は98.13%で0.22%の増となっております。

ます。

滞納繰越分の収納率は50.49%で7.28%減少しております。調定額の減額については、現年度分が334万7,000円増になったことに対し、滞納繰越分が380万円減少したことによるものです。国庫世帯数と被保険者数が減少している中で現年度分の調定額が増となっている原因は、コロナの支援金等による所得増によるものと思われま。

不納欠損額は153万1,000円で、対前年比63万9,000円の減となっております。今後も町税同様、正確な調査で実態を把握し、安易に欠損しないよう努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計、歳入、1款後期高齢者保険料1項後期高齢者保険料2目普通徴収保険料2節滞納繰越分、決算書245ページとなります。平成29年度より未納案件を移管し滞納整理を行っております。移管引受件数、昨年度は24件で、引受額は18万8,000円、収納率は42.3%となっております。

介護保険特別会計歳入、1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料2節滞納繰越分、決算書258ページとなります。平成29年度より未納案件を移管し、こちらも滞納整理を行っております。移管引受件数112件、引受額143万2,000円、収納率45.9%でございます。以上でございます。

○委員長（木村哲夫君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。16番。

○16番（伊藤 淳君） ただいまの説明によって、ページ数が8ページ及び9ページ、14ページにわたる軽自動車税及びたばこ税、入湯税、ゴルフ場利用税についてお聞きします。

軽自動車税に関しましては、9,695万2,000円の当初の予算現額に対して決算額が9,951万5,487円という結果になっていますが、これは単なる台数の増加という理解でいいのでしょうか。昨年の登録台数及び今年の登録台数がお分かりなれば、それを教えていただきたいと思っております。

さらに、たばこ税に関しましても微増していると、この内容についてご説明をお願いします。

さらに、入湯税なのですが、コロナ禍であれば、ほとんどはコロナの最中なので人と接触するのを嫌ってお風呂には行かないのではないかと思ったら、逆にコロナのことで行って何かという説明が今ございました。これに関する税務課の見解あればお願いいたします。

○委員長（木村哲夫君） 町民税係長。

○税務課町民税係長（國分周平君） 町民税係長です。ただいまの質問にお答えいたします。

軽自動車税が増加したということについてのご質問ですが、令和2年度の登録台数は1万

5,288台、令和3年度につきましては1万5,213台と、75台、率にしますと0.5%減少しておりますが、税率改正があった関係がございまして、車の買換えに伴いまして新税率が適用される車両が増えております。そうしますと税額が増える形になります。また、買換えしない場合も年数の経過で、重課といいまして古い車、燃費の悪い車、そういったものの税率が上がる車両の割合が増えてございますので、軽自動車税の調定額が増加したというような形になってございます。

続きまして、たばこ税に関する質問にお答えいたします。

たばこ税の調定額につきましては、近年は喫煙者数の減少などから減少傾向にありましたが、令和元年度は、税率改正によりまして前年度比較しましておよそ489万円の微増が見られております。令和2年度は、税率改正があったものの、コロナウイルスの感染症の拡大による出先での喫煙機会の減少の影響などからおよそ300万円の減収となっておりました。

ただ、令和3年度は、コロナウイルス感染症の影響は依然受けているんですけども、売上げ本数としては、令和2年度が3,100万7,000本の販売数だったのに対しまして、令和3年度では3,126万9,000本で、26万2,000本、0.8%の微増にとどまっているんですけども、税率改正がございましたので、決算額としては1億8,777万1,000円ということで、1,373万1,000円の7.9%増収というような形になってございます。

○委員長（木村哲夫君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

入湯税の微増という表現をさせていただいたんですが、前年度、コロナが本当に始まったときには休業等もありまして大分落ち込みました。それに関して、次の年、去年は営業を続けたんですが、お客さんが戻ってこなくて、本当は倍増とかになってほしいんですけども、微増になっているということでの表現させていただきました。すみません。

○委員長（木村哲夫君） よろしいですか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） すみません、先ほどページ数だけ言ってゴルフ場利用税に関する質問をちょっと飛ばしてしまいましたので、2度目のあれで。

まず、それぞれが数字だけ見ると数字が上がっているということで、これ消費動向が増したりたくさん吸ったんだなというような単純な見解をどうしても抱いてしまうんですが、今の説明で、国の税の改正によって落ちているが、税だけは上がってきているということだったんですね。これ理解できました。ありがとうございます。

それで、ゴルフ場利用税に関しましてなんですが。

- 委員長（木村哲夫君） 伊藤委員に申し上げます。14ページでしょうか。
- 16番（伊藤 淳君） そうです。ゴルフ場利用税。
- 委員長（木村哲夫君） これはゴルフ場交付税になりますので、別のときにお願いいたします。
- 16番（伊藤 淳君） ごめんなさい。P14、これ一緒じゃないですか。
- 委員長（木村哲夫君） これは交付税。じゃあ、ここで。
- 16番（伊藤 淳君） それで、この質問は、今、そのやくらいゴルフ場、これは等級が何等級になっています。
- 委員長（木村哲夫君） じゃあ、副町長。
- 副町長（高橋 洋君） すみません、ゴルフ場については企画財政課で担当しておりますので、そちらで答弁させていただきます。
- 委員長（木村哲夫君） よろしいですか。そのほか。じゃあ、4番味上庄一郎委員。
- 4番（味上庄一郎君） 決算書7ページ、町民税の法人滞納繰越分、それから固定資産税の滞納繰越分について伺います。
- コロナの影響もあって、非常に法人あるいは事業主も厳しい状況であるということはよく理解できるんですが、こちらの滞納繰越分について、固有の社名は公表できないと思いますけれども、何社ぐらいあるものか。この町民税の法人、それから固定資産税の滞納繰越分の法人の数、どのぐらいありますか。
- 委員長（木村哲夫君） 徴収対策係長。
- 税務課副参事兼徴収対策係長（西塚新也君） 副参事兼徴収対策係長、お答えします。
- 法人の数に関しては、ちょっと今手持ちで資料持ち合わせていないんですが、昨年、令和3年度で法人町民税の滞納繰越分の調定額が増額した分に関しましては、令和2年度、コロナの関係で徴収猶予したものが令和3年度に繰り越して徴収になった分という形で、調定額及び収納額が増えております。
- ちょっと件数に関しては、固定資産税の法人に関しても、法人の分としては今手持ちに資料ありませんので、後からの回答でよろしいでしょうか。
- 委員長（木村哲夫君） じゃあ、後で提出のほうよろしくお願いします。
- そのほか。3番柳川文俊君。
- 3番（柳川文俊君） 決算審査意見書を見ますと、その前にページ数から言いますと7、8ページ、それから国保税、記載されている219ページに関連して質問します。
- 決算審査意見書の中で、合併以来最高の収納率を維持するなど、充実強化や収納努力を評価

しますというように記載されています。この中身を見ますと、ほぼ100%に近い収納率となっておりますけれども、こういった収納率というのは宮城県下でも加美町ほどのくらいにランクしているか、課長ご存じでしたらお願いします。

○委員長（木村哲夫君） 副参事兼徴収対策係長。

○税務課副参事兼徴収対策係長（西塚新也君） 副参事兼徴収対策係長、お答えします。宮城県内で加美町の徴収率がどのくらいかという質問に対してお答えします。

宮城県のホームページにて令和3年度の収納調べの結果についてというページがありまして、そこで県内の市町村の収納率が公表されております。その中を見てもみますと、住民税の普通徴収分に関しましては、県内の平均収納率が97.7%に対して加美町が99.0%で、こちらは県内第1位の収納率になっております。

同じく固定資産税につきましては、県内平均が97.9%に対して98.7%で第5位、軽自動車税の環境性能割を除く部分に関しまして、収納率の県平均が95.3%に対しまして98.4%で第6位、合計しまして、国保税を除いた合計の平均が97.9%に対しまして98.9%で県内第4位となっております。

続きまして、国保税に関しましては、収納率が県の平均が86.0%に対して加美町が96.5%で県内第2位となっております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。これもここに記載のとおり、滞納整理機構あるいは職員の努力のたまものと私は思っております。

それで、もう1点お聞きしたいんですが、やっぱり問題は、資力がありながら納めないという方だと思うんです。担当課とすれば、時効中断のためにやっぱり定期的にですか、督促状の送付をやっていると思うんですけれども、先ほど課長のほうから不動産1件差し押さえたということですが、こういった差し押さえた物件はその後どのように町のほうに処理されるか、あるいは換金、売買して、それを金額に換えるですとか、どのように処理されるかをお聞きします。

○委員長（木村哲夫君） 副参事兼徴収対策係長。

○税務課副参事兼徴収対策係長（西塚新也君） 副参事兼徴収対策係長、お答えします。

先ほどの課長の説明のほうでは、不動産じゃなくて動産1件という形になりまして、今年の1月に家宅捜索を行いまして、動産1点を差し押さえました。その分に関しましては、年度明け今年5月にインターネット公売という形で公売をかけまして、落札されまして、それで滞

納税額に充当しているという形になっております。その分は、5月なので令和4年度のほうの決算、令和3年度に上がってきていないんですけども、令和4年度のほうの歳入のほうになっております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） よろしいですか。そのほか。12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 12番。コンビニ納税、コンビニ収納の導入の経緯と、コンビニを利用したの収納の状況をまず確認したいと思います。

○委員長（木村哲夫君） ページ数、お願いできますか。

○12番（一條 寛君） 71ページ。

○委員長（木村哲夫君） 71ページ。これはどちらが。じゃあ、税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

導入の経緯でございますが、宮城県内でコンビニ収納を行っていなかった市町村が、昨年度で3町、加美町とそのほか2町がコンビニ収納を行っていなかったというのがありました。コロナの交付金のほうで、今回の決算に出ているシステムの改修費用に交付金を使えるということで導入のほうをさせていただきました。

今のところ、すごく好評というか、よかったという声よりは苦情が全然来なくなったと。コンビニで納められないのかという苦情が大分多かったです。それが一切なくなったというのと、あとは県外の納税者の方に今までは郵便局の振替用紙も送っていたんですけども、それも入れなくてよくなったというのが一番のいいところでございます。

あと件数のほうは徴収係長のほうから説明いたします。

○委員長（木村哲夫君） 副参事兼徴収対策係長。

○税務課副参事兼徴収対策係長（西塚新也君） 件数でございますが、8月末現在で、今、コンビニ納付に対応している町県民税、あと軽自動車税、固定資産税、国保税合わせまして8,438件の納付になっております。

○委員長（木村哲夫君） 12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） これ1件当たり幾らというコンビニ等に支払うあれは出てくるわけですか。

また、町にはいろいろ納税組合、あとは金融機関への直接の振込、いろいろな方法が納税の方法としてありますけれども、この辺の各収納のやり方での割合というのはつかんでおられるかどうか、お願いします。

○委員長（木村哲夫君） 副参事兼徴収対策係長。

○税務課副参事兼徴収対策係長（西塚新也君） 副参事兼徴収対策係長、お答えします。

割合なんですけれども、4税の合計の割合でよろしいですか。そちらで年金特徴を除く普通徴収のバーコードが印刷されたりとかしているものに関しての普通徴収部分の割合ですと、まず一般に銀行さんの窓口とか役場の窓口で納めているのが大体64%、コンビニ分が15%になります。残り20%が口座振替という形になります。以上です。

○委員長（木村哲夫君） よろしいですか。そのほかございますか。（「途中でやめたんですけども、聞いていいですか。後から数字を教えてくださいということで」の声あり）分かりました。じゃあ、4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） すみません。数字は後で教えていただくとして、町民税の法人については了解しました。

固定資産税、予算現額が当初は485万円、それに対して調定額、収入済額、不納欠損額ということで、収入未済額が予算額の倍以上になっているということで、この辺の要因等、それに加えて悪質な事例というのはあるものかどうか、この点についてお願いします。

○委員長（木村哲夫君） こちらは答弁はどなたが。じゃあ、課長ですか。税務課長、お願いします。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

金額のほうは今ちょっと調べているんですけども、予算額は485万円、調定額1,600万円になっているんですが、こちらのほうは前年度の現年分の収入未済額が滞納繰越分と合わさった金額がここの調定額になってくるんです。収入を500万円、収入を集めまして、未済額がまた1,000万円になるというような、この未済額が次の年の予算額にプラスされて調定額がまた出てくるような仕組みにはなっているんです。

悪質などというのは、悪質な方もいらっしゃいます。今、いろいろ調査をさせていただいて、銀行口座に売上げのカード決済とかするお客様のほうも多いようなので、そちらのほうの調査等を行って差押え等も検討しておりますが、我々が差押えすることによって営業が立ち行かなくなる可能性もありますので、慎重に、例えば、固定資産を差押えしたとすると、それを売却しないと税金は取れませんので、ただ売却する見込みもないものも押さえられないと。中にあるものも、備品関係も全部ほかの方の名義になっていて押さえられない。なかなか巧妙な状況になっていまして、ちょっと一生懸命今、県税ともいろいろ話をさせていただいて調査をしているような状況の滞納者の方も、滞納者というか、また納め忘れている方もいらっしゃいますので、この辺はしっかり調査をさせていただいて対応したいと思います。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） やはりコロナ禍の中で経営が厳しいというのは、これは理解できます。私も商売していながらそういうときもありますので。しかしながら、そういう状況でも、しっかり納税の義務として果たすべき義務を果たしている人たちも一方ではいるわけですから、そういうところはしっかり、特に大きいところとか大きい金額になるところを1回納税しなければ、分割で納税しているところもありますし一括で納めているところもあると思いますけれども、結局、1回その納税を休んでしまえばどんどんどんどん蓄積していくわけですね。その辺の指導というか、その辺はしっかりしていただきたいと思うんですが、どうですか。

○委員長（木村哲夫君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長です。

まず、できることをしっかりやらせていただいて、しっかりやるしかないと思っていますのでよろしく願いいたします。

○委員長（木村哲夫君） その他ございますか。15番米木正二君。

○15番（米木正二君） 21ページの滞納分の状況ということで、督促手数料、延滞金は適正に徴収されているんだろうと思いますけれども、その中で免除というものがあるのかどうか、その1点。

それから、納税組合もいいんですね。納税組合の今の状況はどうなっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（木村哲夫君） 答弁は副参事兼徴収対策係長。

○税務課副参事兼徴収対策係長（西塚新也君） 副参事兼徴収対策係長、お答えします。

延滞金の免除に関しては、令和3年度は免除の件数はありませんでした。ただ、令和4年の今年になってから、ちょっと法人のところ破産して、この破産分の取り分のほうが入金されて、入金されてから、決定してから入金される間の期間というのが免除の規定に該当するので、その辺の破産関係で免除したことは、今年になってから1件ございます。

○委員長（木村哲夫君） あと納税組合についてはどちらが。じゃあ、税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

納税組合の件につきまして、少しずつですが、組合数は減っております。今年になって小野田地区の納税組合の総会にも出席させていただいて、お話も伺ってきました。町として、コンビニ収納とか、あとは郵便局で支払いができるような納付書も作って対応はさせていただいたんですが、やっぱり農協さん、あと小野田地区ですと七十七銀行さんがなくなるということで、

車を持っている方だと支払いに行けるんですけども、高齢者の方はなかなかコンビニとかにも行けないというような状況がありまして、納税組合の方たちはそういう方たちの受皿になっていただいているのかなと思っております。

我々若い世代だと便利にはなっているんですけども、高齢者の方はそれがなかなか難しいという状況がありますので、今後も高齢者の方の受皿になっていただけるようお願いはしているんですが、なかなか納税組合の方たちも高齢になってきていて、お金を下ろすのに中新田まで行かなきゃならないというような状況が出てくるんです、農協にもし通帳があった場合には、その辺がなかなか大変なところではないかなと思っています。

だから、組合長に成り手もない、後継者もない、あとは若い世代だと税金の内容が分かったりするの嫌だということで、若い人たちはほとんど入ってこないというような状況でございまして、状況とすれば少しずつ組合数は減っていくのかなと思っています。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 15番米木正二君。

○15番（米木正二君） 納税組合の現状というものを今、課長のほうからお話がありました。組合数が減少しているということで、いろいろな理由があると思いますけれども、納税組合の果たしてきた役割というのは、非常に私は大きかったと思っています。やっぱりお互いに納税し合うということを確認し合うというようなことだろうと思いますけれども、今後の見通しはどうなのかということと、それから、町としてどういった対応をしていくのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（木村哲夫君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

今後の見通しなんですが、やっぱり組合長さんが高齢化していて組合構成員も高齢化しているという状況ですので、いずれ自然に減少していくものと考えております。町の対応としては、高齢者の対応が一番、納めにコンビニまで行くのも大変だし、そういう方たちのためにはぜひ残していただきたいとは思っているんですが、やっぱり構成員の高齢化でもう運営ができないという方たちも多く出てきていますので、この辺はなかなか無理に続けてほしいとはなかなか言いがたいのかなと。

あと納税組合、集金をして納めていただくという流れが通常だったんですが、少しずつ形態が変わってきまして、納付書をお届けに行くというような組合長さんも少しずつ出てきています。そうなってくると、集金して納めていただくという組合長さんと、ただ納付書をお届けに行くという納税組合長さんでは差がありますので、やっぱり高齢者からしっかり集めていただ

いてその手間を納めてもらうという手間をやっていただく組合長さんには、少し現状を維持するような形で手当てをさせていただいて、もし納付書だけをお届けしている組合長さんに関しては、新たな対応を考えたいなと思っています。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 15番米木正二君。

○15番（米木正二君） 税務課でもそういった納税組合に対しての対応、いろいろ苦勞されているという状況は分かりました。

それで、最後なんですけれども、組織率が一番よかったときと今ではどのぐらいの割合になっていますか。例えば、一番充実していたときを100とした場合、今50ぐらいになっているのか、その組織率、その辺を最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（木村哲夫君） 副参事兼徴収対策係長。

○税務課副参事兼徴収対策係長（西塚新也君） 副参事兼徴収対策係長、お答えします。

一応、合併当時は全体で271組合ございました。令和3年度末というか令和4年度の4月1日現在では106組合という形で、165組合が既に解散しておりまして60.9%の減少率となっております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） その他ございますか。時間ですので、これでよろしいですか。（「なし」の声あり）それでは、質疑なしと認めます。

これにて税務課の所管する決算については質疑を終わります。

それでは、担当課の入替えのため暫時休憩いたします。

なお、委員の皆様におかれましては、そのままお待ち願います。

午前10時41分 休憩

午前10時44分 再開

○委員長（木村哲夫君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、総務課及び危機管理室及び新型コロナウイルス感染症対策室の決算審査を行います。

審査に先立ち、所管する決算の概要について説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） それでは、総務課及び危機管理室、新型コロナウイルス感染症対策室でございます。総務課が7名、あと危機管理室が4人、対策室が3人で出席してございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、初めに総務課が所管しております事業について説明をさせていただきます。

概要説明書の3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

14款1項1目1節の総務管理費使用料は、前年度対比で163万4,000円の増の1,106万5,000円となっております。増の主な要因は、支所庁舎使用料として、JA加美よつばからの使用料が40万円の増と、西小野田地区公民館使用料、これは鳴瀬川ダム事業の関連でお貸ししている分でございます。87万1,000円増によるものでございます。

16款3項1目、決算書30ページでございます。1節の総務管理費委託金は、県政だより配布委託金において、前年度対比で5万1,000円の増の46万6,000円となっております。

5節の選挙費委託金は、令和3年10月31日執行の宮城県知事選挙及び第49回衆議院議員総選挙に係る委託金で、宮城県知事選挙費委託金で704万8,000円、衆議院議員選挙委託金で912万5,000円となっております。

続きまして、17款1項1目財産貸付収入でございます。

決算書32ページです。

1節の土地建物貸付収入は、町有地・建物貸付収入において、前年度対比で167万7,000円の減の792万6,000円となっております。減の主な要因は、令和元年度に未収入となっております233万2,000円が令和2年度において収納されたものによりまして、令和2年度が例年よりも多かったということでございます。

17款2項1目不動産売払収入、決算書33ページでございます。2節の土地建物売払収入は、町有地売払収入において前年度対比7,897万2,000円の増の9,577万9,000円となっております。増の主な要因は、やくらいゴルフ場を含めた町有地の売払いによるものでございます。

続きまして、17款2項2目物品売払収入でございます。

決算書33ページでございます。

1節の物品売払収入は、車両売払いにおいて前年度対比214万9,000円減の5万5,000円となっております。経年劣化等により不要になった町有車両2台の売却をしているものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2款1項1目一般管理費です。

決算書49ページから52ページです。成果表は10ページから14ページです。

一般管理費の決算額は総額で8億3,066万3,000円、前年度対比で4,422万7,000円の増となっておりますが、総務課が所管しております分の決算額は6億2,976万3,000円で、前年度対比で2,421万7,000円の減となっております。減の主な要因は、職員人件費関係で前年度対比で

1,529万円減の5億1,059万2,000円であり、特別職2名と総務課関係職員47名分を計上しております。また、保育士2名の派遣委託料として前年度対比で537万6,000円の減となっております。

なお、人件費全体の決算では、特別職、一般職、再任用職合わせて、令和3年度が289人で20億9,290万2,000円、令和2年度が296人で21億5,469万5,000円と、6,179万3,000円減となっております。減となった主な理由は、退職手当組合負担金率改定による退職手当負担金の減によるものでございます。

続きまして、2款1項1目文書広報費です。

決算書52ページから53ページ、成果表が16ページです。

文書広報費の決算額は1,075万9,000円で、前年度対比で16万6,000円の減となっております。減となった主な要因は、町政情報放送業務委託料で363万円減となっております。これはエフエム仙台との放送業務委託を令和2年度で終了したことによるものでございます。増の主な要因は、加美町ホームページをリニューアルしたことによるシステム使用料159万7,000円と、ホームページ運用保守管理委託料155万1,000円によるものでございます。

続きまして、2款1項5目財産管理費です。

決算書53ページから55ページです。成果表が18ページから20ページです。

財産管理費の決算額は1億5,648万3,000円で、前年度対比で8,520万9,000円の増となっております。増の主な要因は、PCB廃棄物処分登録委託料137万7,000円の増、宮崎地区町有地土留擁壁復旧工事176万円の増、庁舎高圧受電設備修繕工事234万3,000円の増、勤労者福祉センター施設管理費105万3,000円の増、公共施設等総合管理基金への積立金9,521万5,000円の増によるものでございます。減の主な要因は、総務課一括購入の公用車の減による544万9,000円の減、建物等災害保険料の加入内容の見直しによる88万5,000円の減、自動車保険の加入の内容の見直しによる121万9,000円の減、固定資産台帳整備業務委託料402万6,000円の減によるものでございます。

続きまして、2款1項9目公平委員会費です。

決算書60ページ、成果表39ページです。

公平委員会費につきましては、前年度とほぼ同額となっております。

続きまして、2款1項13目諸費でございます。

決算書63ページから64ページ、成果表が46ページから47ページです。

諸費の細目1総務諸費の決算額は6,335万7,000円で、前年度対比で77万2,000円の減となっ

ております。減の主な要因は、区長会各支部の活動事業に対する交付金73万2,000円の減で、新型コロナウイルス感染症拡大により支部活動が制限されたことによるものでございます。

続きまして、2款1項16目新型コロナウイルス感染症対策費でございます。

1目感染症拡大防止事業、決算書が68ページから69ページ、成果表が65ページ、66ページ、67ページ、70ページ、71ページでございます。

職員手当、時間外勤務手当で279万円となっております。これは職員の新型コロナウイルス感染症罹患に伴う業務支援に係る時間外勤務手当でございます。

需用費、消耗品407万3,000円のうち、総務課が所管分で123万6,000円となっております。これは新型コロナウイルス抗原検査キットを購入したものでございます。

委託料で、衆議院議員選総選挙・宮城県知事選挙期日前会場整理業務委託といたしまして49万7,000円となっております。これは期日前投票所で選挙人の会場整理、消毒作業業務等を委託したものでございます。委託料では、施設消毒業務委託料を440万4,000円のうち、総務課所管分で96万8,000円となっております。これは役場本庁舎の消毒作業業務を専門業者に委託したものでございます。

備品購入費で、リモート選挙事務物品購入といたしまして76万6,000円となっております。これは期日前投票所と役場本庁舎とのリモートによる選挙事務、本人確認業務等を行う環境整備を図るためパソコン等の端末を購入したものでございます。

続きまして、2款4項1目選挙管理委員会費でございます。

決算書が76ページから77ページ、成果表が105ページでございます。

選挙管理委員会費については、前年とほぼ同額となっております。

2款4項2目宮城県知事選挙でございます。

決算書が77ページから78ページ、成果表が106ページでございます。

任期満了に伴い、令和3年10月31日執行の宮城県知事選挙に要した経費を計上してございます。全額、県の委託金で賄われているという状況でございます。

続きまして、2款4項3目衆議院議員選挙費です。

決算書78ページから79ページ、成果表が107ページでございます。

任期満了に伴い、令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙に要した経費となっております。

続きまして、2款4項4目町議会議員選挙、こちらは前年度からの繰越明許費でございます。

決算書が79ページ、成果表が108ページです。

任期満了に伴い、令和3年3月21日執行の加美町議会議員一般選挙に要した経費のうち、令和3年度に繰越した選挙公営負担金の経費となっております。

以上、総務課所管をしております事業についての説明を終わりたいと思います。

続きまして、危機管理室から説明をいたします。

○委員長（木村哲夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。よろしくお願いいいたします。

私のほうから、まず危機管理室所管しております事業概要説明書ということでご説明申し上げます。

6ページ目からになります。

まず、歳入でございますけれども、12款1項1目交通安全対策特別交付金、決算書17ページでございます。交通安全対策交付金の決算額は330万1,000円で、前年比4万8,000円の減となっております。この交付金につきましては、道路交通安全施設の設置費用に活用してございます。

15款2項1目総務費国庫補助金、決算書23ページでございます。総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億6,082万9,000円のうち、危機管理室分決算額については878万6,000円となっております。防災活動支援事業や公共的空間安全・安心確保事業、コロナに強い地域づくり事業に活用しております。

15款2項10目消防費国庫補助金、決算書、25ページでございます。消防費国庫補助金の消防団設備整備費補助金の決算額は12万1,000円で、前年比14万4,000円の減となっております。水害救助に対応するための救命胴衣を購入してございます。

16款2項1目総務費県補助金、決算書27ページでございます。総務費県補助金の市町村振興総合補助金2,645万7,000円のうち、危機管理室分の決算額は770万5,000円で、前年度比158万7,000円の増となっております。この補助金につきましては、交通安全対策消防ポンプ積載車の更新とホースの乾燥塔設置に活用しております。

16款2項3目衛生費県補助金、決算書28ページになります。環境衛生費補助金の危機管理室分決算額として、みやぎ環境交付金444万5,000円で、前年度比50万円の増となっております。この補助金につきましては、街灯等のLED化事業に活用してございます。

21款5項1目雑入、決算書41ページ、雑入の危機管理室の決算額は、東京電力（株）原発事故損害賠償金（令和元年度事業分）1億4,174万円でございます。田代放牧場跡地と農家保管

分の利用自肅牧草一時保管事業集積牧草詰め替え業務に要した費用の賠償となっております。
続きまして、歳出でございます。

7ページになります。

2款1項10目交通安全対策費、決算書60ページ、成果表40ページになります。交通安全対策費の決算額は2,012万2,000円で、前年度と比較して30万8,000円の増額となっております。要因といたしましては、指導隊員の備品購入によるものです。

2款1項11目防犯対策費、決算書62ページ、成果表42ページになります。防犯対策費の決算額は4,894万9,000円で、前年度と比較して363万4,000円の増額となります。主な要因は、需用費におきまして防犯灯、電力使用料等の光熱水費の増、またLED化等への防犯灯修繕費の増額によるものでございます。

2款1項13目諸費、決算書63ページでございます。総務諸費の危機管理室分の決算額は、18節負担金補助及び交付金の中で、県山岳遭難防止協議会加美支部への負担金として前年度と同額になってございます。

2款1項16目新型コロナウイルス感染症対策費、決算書68ページ、成果表62ページ、65ページ、66ページ、86ページでございます。新型コロナウイルス感染症対策費の決算額5億4,042万円のうち、危機管理室関係分として878万6,000円を執行してございます。主な内容は、災害に備え、避難所用床マット、あとは蓄電システムの備品購入に69万9,000円、公共施設における感染症対策のためのアルコール消毒などの消耗品261万3,000円、町の防災対策の充実強化を図るため、加美町地域防災計画改定業務委託に547万4,000円を執行してございます。

9款1項1目非常備消防費、決算書151ページ、成果表313ページでございます。非常備消防費の決算額は7,393万9,000円で、前年度と比較して161万7,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、コロナ禍による消防演習また訓練、幹部会議の中止、あと自肅による出動回数の費用弁償約140万円の減、消防団対応品の備品購入費約100万円の減によるものでございます。

8ページ目、ご覧いただきたいと思えます。

9款1項2目消防施設費、決算書153ページ、成果表317ページでございます。消防施設費の決算額につきましては3億696万3,000円で、前年度と比較して1,630万6,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、陶芸の里スポーツ公園内の採石土砂撤去業務委託料407万円の減、大崎地域広域行政事務組合への消防費負担金1,181万9,000円の減額によるものでございます。

9款1項3目水防費、決算書153ページ、成果表318ページでございます。水防費の決算額は7万6,000円で、前年度と比較し2万円の増となっております。水害等の災害に備えて水防用の資材を購入しております。

9款1項4目災害対策費、決算書153ページ、成果表319ページでございます。1細目災害対策費の決算額5,533万1,000円のうち、危機管理室分といたしましては1,286万5,000円で、前年度と比較して119万7,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、職員手当等で46万8,000円の減、役務費で66万8,000円の減、備品購入費で59万3,000円の減でございます。

9款1項4目災害対策費、決算書155ページ、成果表323ページでございます。2細目東日本大震災災害対策費の決算額でございますけれども、1,703万1,000円のうち、危機管理室関係分といたしましては5万2,000円で、前年度と比較して205万4,000円の減となっております。主な要因といたしましては、昨年度から自家生産物や自然採取した食品等の放射能測定に係る予算が減となり教育総務課の学校給食放射能対策事業と一本化したことと、空間放射線量の測定器の台数を28台から3台に減らしたことによるものでございます。

続きまして、9ページでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策室の所管する事業概要説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますけれども、15款2項1目総務費国庫補助金、決算書23ページになります。総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億6,082万9,000円のうち、新型コロナウイルス感染症対策室分といたしまして、決算額は133万7,931円となっております。こちらは施設消毒業務補助金及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業の事務費に充当しております。

16款2項1目総務費県補助金、決算書28ページになります。総務費、総務管理費補助金のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業補助金1億9,554万1,000円は、感染拡大防止対策といたしまして休業や時短営業などにご協力いただきました事業者への支援、感染拡大防止協力金支給事業に充当しております。

次に、歳出でございます。

2款1項16目新型コロナウイルス感染症対策費、決算書69ページ、成果表69ページになります。1細目感染症拡大防止事業のうち、新型コロナウイルス感染症対策室分といたしましては、新型コロナウイルス感染者が発生した施設等を運営する事業者支援として、消毒専門業者において実施した消毒に要する経費に対し補助する施設消毒業務補助金といたしまして、106万3,000円の支出をしております。この消毒業務補助金につきましては、延べ4事業所への支出

となっており、消毒費用の軽減及び事業継続への支援を実施しております。

2款1項16目新型コロナウイルス感染症対策費、決算書70ページ、成果表77ページになります。2細目住民事業者等への支援事業のうち、新型コロナウイルス感染症対策室分といたしましては、宮城県が制度化した休業要請や時短営業に全面的に協力した事業者に対して協力金を支給しております。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に事務費、協力金支給額を合わせまして1億9,581万6,000円の決算となっております。延べ74の事業者へ1億9,554万1,000円を交付してございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（木村哲夫君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番沼田雄哉委員。

○11番（沼田雄哉君） 11番。2つお願いしたいと思います。

まず1つ目、成果表の11ページの下のほうに災害補償費が出ています。会計年度任用職員の公務中の事故について、被災職員4名の方に補償費として96万円ほど支払っていますけれども、この内容についてどういった災害があったのか。

それから2つ目、今もちょっと説明あったんですけども、成果表の77ページになります。新型コロナウイルス感染症科拡大防止協力金として1億9,500万円ほど載っています。この辺もう少し踏み込んで、詳しくお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（木村哲夫君） それでは、1点目の災害補償の件はどちらで。主幹兼人事給与係長。

○総務課主幹兼人事給与係長（佐藤美智子君） 主幹兼人事給与係長、お答えいたします。

被災した職員4名ということで、過去に行政区長さんのほうが業務中におけがをされたということで障害補償年金のほう90万円ほどお支払いしている分と、あとそれから森林管理作業員3名につきまして業務中に蜂に刺されたということで、そちらの医療費のほうをこちらで対応させていただいております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 2点目は、新型コロナウイルス感染対策室長補佐。

○新型コロナウイルス感染症対策室長補佐（今野歆大君） 新型コロナウイルス感染症対策室長補佐でございます。

成果表の77ページのほうの防止拡大協力金のほうでございます。コロナウイルス感染症拡大防止協力金ですが、令和2年度より宮城県の要請や協力依頼に応じて施設の利用停止や時短営業を実施した事業者に対して支給される事業でございます。

こちらのほう、令和2年12月からは協力要請の対象施設を接待を伴う飲食店及び酒類を提供

する飲食店ということに絞って営業時間の短縮の協力要請が出され、要請に協力した飲食店に対して第1期分として協力金が支給されているところでございます。

令和3年度については、4月から5月にかけてのまん延防止等重点措置期間において、午前5時から午後9時までの営業時間短縮の協力要請に応じました飲食店に対して、第5期分として9,112万円の支給をしてございます。

その後、第6期から第9期にかけては、仙台市内の繁華街を対象とした協力要請が行われたところで、8月から9月のまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の期間における県全体での協力要請において、第10期から第12期ということで営業時間の短縮など全面的に協力した飲食店に対して1億442万1,000円の支給をしてございます。

合わせて延べ74件の事業者に対して1億9,554万1,000円の支給ということになってございます。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 11番沼田雄哉委員。

○11番（沼田雄哉君） 11番。

1つ目の公務災害補償費は了解いたしました。

2つ目の新型コロナウイルスの関係ですけれども、延べ74の事業者といますか飲食店に対して協力金が支給されておりますが、1事業者の1日当たりの協力金の額はどれぐらいだったのか。多分、個人差があると思うんですけれども。また、第5期から第12期の協力金は一律だったのかとか、分かる範囲でお願いします。

○委員長（木村哲夫君） 新型コロナウイルス感染対策室長補佐。

○新型コロナウイルス感染症対策室長補佐（今野歓大君） 新型コロナウイルス感染症対策室長補佐です。

ご質問にありましたことについて、1日1件当たりの協力金の額はということになってございますが、支給した期別ごとに違ってございまして、令和3年度の4月から5月までの第5期分に関しましては、1日当たりの協力金は4万円。第5期に関しては期間が延長されたということもありまして、第5期の延長分ということで支給された分もでございます。そちらの分は1日当たり2万円となっております。

その後に、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言に当たります第10期から第12期までの間なんですが、こちらのほうは規模別協力金ということになってございまして、前年、前々年度の売上げとかに比べて事業者の売上高に応じて協力金の額が変わっていくというような形で支給しております。

支給額についてはそれぞれになってきますが、下限額ということでお答えさせていただきますと、第10期につきましては1日当たりの協力金は2万5,000円、第11期に関しましては1日当たりの協力金は4万円、第12期の1日当たりの協力金は2万5,000円ということになってございます。以上です。

○委員長（木村哲夫君） そのほかございますか。8番伊藤由子委員。

○8番（伊藤由子君） 決算書155ページ、成果表323ページ、消防費の東日本大震災災害対策費に関してです。

東日本大震災からもう10年余りが過ぎてしまったので分からないわけでもないんですが、予算が減額になっているということですが、キノコ原木放射能測定の状態について、昨年の状態について一体どの程度の検査、測定をしているものなのか。キノコ栽培の業者がかなり減ったとは思いますが、それが回復してきているのかということがちょっと気になっていますので、それをお聞かせください。

あとは学校給食食品の測定のやり方に変化。ないんですか。それは違うの。ここに書いてあるけれども、キノコも違うんですか。全部違うの。災害対策費とここに記載されているこの内容については、全部違うの。

○委員長（木村哲夫君） 所管はどちらになりますか。森林整備。伊藤委員、森林整備のときにお願いしたいと思います。

○8番（伊藤由子君） そうですか。ここに該当するというのは。自家生産物のそれも違うんですか。違う。該当するものだけ教えてください。

○委員長（木村哲夫君） それじゃあ。155ページの関係でよろしいですか。それでは、危機管理室の室長補佐ですか。消防費の関係も違いますか。決算書155ページ、成果表の323ページですね。答えられますか。危機管理室長補佐。

○危機管理室長補佐（早坂 卓君） 危機管理室長補佐でございます。

東日本大震災の災害対策費の中で危機管理室に該当する部分につきましては、放射能汚染対策事業のみとなっております。決算額5万1,975円の事業のみとなっております。こちらにつきましては測定器です。空間線量をはかる測定器の点検校正委託料のみとなっております。毎月1回、こちらのほうを役場各支所の空間線量のほうを測定しておりまして、そのほか9月、3月に地区集会所、その他公共施設を検査しております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 8番伊藤由子委員。

○8番（伊藤由子君） 了解しました。

じゃあ、28台から3台減らしたということで影響を受けるということはないんですね。今までのやり方、今後の方針についても変化はないんですね。その確認だけしておきます。

○委員長（木村哲夫君） 危機管理室長補佐。

○危機管理室長補佐（早坂 卓君） 危機管理室長補佐でございます。

昨年、3台のほうに台数を減らしまして、今、測定回数を減らしております。毎月はかっている役場支所に関しましては、ほぼほぼ数字のほうは安定しております、ほかの施設につきましても、借りる場合はそちらから持ち出しして測定のほうを行っております。東日本大震災から10年が経過したということで数値的にもほぼほぼ安定しておりますので、昨年度、台数のほうを減らして対応しております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） よろしいですか。次は6番高橋聡輔委員。

○6番（高橋聡輔君） 大きく分けて2点について質問させていただきます。

成果表66ページ及び67ページの公共的空間安全・安心のところ、総務課も関係しているようですし、感染症早期発見のための抗原検査キットの購入というところについてご質問させていただきます。

まずもって、決算期に係る時期に空間の消毒の業者さんを選定して消毒をしていたというような状況になったと思いますが、ここの消毒する上での規定といたしますか、こういった状況になったら、全部が全部、業者を使ってやったわけではないと思うんですけども、そういったところの判断基準というのは一体こういったものだったのかというところが1点です。

もう1点、抗原検査キットに関しても、購入して早期発見で感染症を食い止めるためということなんですけれども、これの運用規定といたしますか、総務課のほうで購入して各課に配分をするというような形になっていたのか。また、この辺の運用規定とはどのように検討していたのかというところについて、1点お聞きします。

もう1点、決算書の154ページの避難行動要支援者台帳システム構築委託業務、こういったもの。これは違うんですか。

○委員長（木村哲夫君） 違いますね。

○6番（高橋聡輔君） 1点でお願いします、じゃあ。

○委員長（木村哲夫君） それでは、どちらですか。最初、成果表の66ページ、67ページの公共空間のほうですか。総務課参事兼課長補佐。

○総務課参事兼課長補佐（遠藤伸一君） 参事兼課長補佐の遠藤でございます。よろしくお願いたします。

私のほうから67ページの抗原検査キットについて答弁させていただきます。

これは昨年度、まず330個ほど購入しておりますけれども、学校現場あるいはこども園、教育現場のほうで大分陽性者が職員に発生しております。そのような中で感染拡大防止を図るといってございまして、特段運用規定というのはございませんけれども、1つの目安として、PCR検査の対象外になった方を対象に検査を行うというようなことで、総務課で一括して管理をしております配付をしているというような状況でございます。以上です。

○委員長（木村哲夫君） もう1点の消毒のほうは、総務課の主幹兼庁舎整備係長。

○総務課主幹兼庁舎整備係長（高橋康雄君） 庁舎整備係長、お答えします。

空間消毒に関するご質問でございました。加美町役場本庁舎のほうでは、令和3年の4月の中旬に感染者が何名か出ておまして、そのときに事業者さんをお願いをして役場本庁舎の事務室全部の消毒業務を行っております。

空間消毒の判断基準としましては、厚生労働省等からは、基本的には大規模で大がかりな消毒のほうは必要はないと、各触ったであろう場所等のアルコールとか次亜塩素酸ナトリウムとかそういったものを使って拭き掃除を中心とした消毒をすればよいということになってございますが、当時、来庁者等の安全の確保ですとか職員のそれ以上の感染の防止ということで、事業者のほうをお願いして掃除をしたということになってございます。

実施日は、令和3年の4月18日の日曜日と19日の月曜日、2日間にわたりまして行っております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 6番高橋聡輔委員。

○6番（高橋聡輔君） ありがとうございます。

この抗原検査キットに関しては、PCR検査から漏れた方というところで抗原検査をやったということなんですけれども、この当時と言ったらいいか、現在においてと言ったらいいか、抗原検査は何回かやらないと感染状況は分からないという状況で、総務課で管轄して総務課から配っていくとか、なかなかやはり職員が使いたいときに使えるという状況にはないのかなという感じがしていたんです。なので、まだまだコロナが収まったとは言い切れない状況の中で、こういった規定だったりすぐに使えるような状況というのをもう少し考えていただけたほうがいいのかという思いで質問をしておりますので、その辺についてもう一度ご回答をお願いしたいと思います。

あと空間の消毒、業者を使つての消毒というところで今答弁いただきました。厚労省の発表概要に合わせると必要ないということで、今後、これだけ数も増えているというところなんで

すけれども、こういった業者を使つての消毒というのは基本的にはしない方針だということですのでよろしいのでしょうか。その2点についてお願いします。

○委員長（木村哲夫君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

最初に、抗原検査キットの利用についての規定ということについてお答えしたいと思います。基本的には新型コロナウイルス、去年からですか、拡大をしてくるまで去年から大分取扱いが変わってきておりました。

去年の私が総務課に来た当時ですと、まず陽性者が認定されると、そこから濃厚接触者の特定というのがありまして、それは職場と保健所の間で濃厚接触者の認定までしていたということでございます。その当時につきましては、濃厚接触者になりますとPCR検査の検査対象者になるということでPCR検査を受けられておりましたが、それにならない、濃厚接触者にならないまでも接触した経歴といいますか事実があるという方については、不安のまま過ごしていたところがございますので、そのところについて抗原検査キットを活用していたところがございます。

その取扱いがだんだん変わってきておまして、現在では、やはり濃厚接触者の待機期間が5日間に短縮になりましたので、そういった短縮になった方が職場に復帰する際とか、そういったところでやはり感染のリスクがある方、心配のある方につきましては、今検査を受けていただいているというような運用にさせていただいているところがございます。

規定につきましては、ちょっとその辺、検討して明確にしていきたいと考えてございます。

あと消毒につきましては、最近ではあまりしておりませんといいますか、業者に依頼しての消毒はしておりません。といいますのも、感染ルート、感染の経路というんですか、についても見解がだんだん変わってきているということもございまして、役場、庁舎内もそうですけれども、公共施設全てそうなんです、小まめに消毒を毎日のようにしてございまして、皆さんが触れるところ、例えば、カウンターとかそういったところ、机等々につきましては、会議が終わりましたら消毒をしたりとか小まめに消毒をしておりますので、それで今のところは大丈夫ではないかなと考えてございます。以上でございます。

○委員長（木村哲夫君） 6番高橋聡輔委員。

○6番（高橋聡輔君） この令和3年度の決算期から、やはりコロナの関係は大幅に変わっていますよね、いろいろ。濃厚接触者の定義というのも何か曖昧なんです。いろいろ濃厚接触者じゃないのに濃厚接触者だということ、自粛しなきゃいけなかったりとか、こういった規定が

このときの決算期から大分変わってきていますので、そろそろ役場としてはこうする、庁舎としてはこうするんだとか、あとは変わったものをぜひ町民の皆さんにも分かっていただくためにも、そういった規定といいますかルールづけといいますか、それをぜひ出していただきたいというところもありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（木村哲夫君） そのほかございますか。4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） 決算書51ページ、成果表12ページ、メンタルヘルス相談業務委託料、それにストレスチェック業務委託料について、働き方改革など、あるいは前年度の令和2年度の決算からすると少し減っているように感じております。それに伴って、昨日、監査意見でもありましたけれども、経常収支比率が改善されているというところからしますと、職員の働く環境というのが少し変わってきているのかな、あるいはよくなってきているのかなと感じているところなんです、この辺の令和2年度からの減額になった要因について伺います。

それから、危機管理室ですけれども、決算書152ページ、成果表315ページ、消防団の活動について、令和3年度4月1日現在、総員574名ということで、条例の定数は640名ということがあります。毎回、団員の団員数減少、高齢化による減少もあるでしょうし様々な要因が考えられると思いますけれども、令和3年度の団員の増減について1点伺いたいと思います。

それから、決算書153ページ、成果表が317ページです。

水防費、今回7万6,000円ということなんですけれども、近年、やはり水害が非常に深刻な状況になっております。こちらの決算額で令和3年は事足りたんだろうと思いますけれども、この辺の備えについて、予算の考え方について、決算ですから予算の考え方ということはないんですが、これで間に合ったのかどうか、この7万6,000円の中身についてちょっと、土のう袋、スコップ等と書いてありますが、この辺の数量についてちょっと詳しくお願いします。

それから、153ページ、成果表、これが水防費、今言ったやつ。決算書154ページ、成果表。

○委員長（木村哲夫君） 味上委員に申し上げます。1回当たり3問で取りあえずお願いいたします。よろしいですか。

まず、メンタルヘルス関係、あと危機管理、消防団の関係、どちらから。じゃあ、総務課長補佐。メンタルヘルス関係お願いします。

○総務課長補佐（小林洋子君） 総務課長補佐でございます。よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから決算書51ページ、成果表12ページのメンタルヘルス相談業務委託料、それからストレスチェック業務委託料の前年度の差異についてということでございます。

まず、メンタルヘルス相談業務委託料の減額分についてなんですけれども、こちらのほうは

前年度より回数が2回減ってございます。こちらはコロナの感染拡大によりまして、相談が2回ほど中止になったことによるものでございます。

また、相談に当たる時間数も20時間ほど前年度より少なくなりました。こちらにつきましては、臨床心理士の先生のご都合によりまして、それまでは第2火曜日に9時から3時までの3時間の相談でございましたけれども、令和3年度より10時から12時までの2時間に変更になったことによるものでございます。

それから、ストレスチェックの減額分につきましては、受験者数の減、職員数の減分となっているところでございます。以上でございます。

○委員長（木村哲夫君） 次は、危機管理室副参事兼消防防災係長。

○危機管理室副参事兼消防防災係長（後藤大輔君） 副参事兼消防防災係長、お答えします。

初めに、消防団の令和3年度の入退団、入団団員が4名で退団団員が25名です。それで、トータルとしましては、令和3年の4月が574名、令和4年4月で553名となっております。

続きまして、水害対策費です。こちらに関しましては、主な使い道が土のう袋と土のうを作るためのスコップなどとなっております、あと原材料費として川砂を購入しております。昨年に関しましては、水害等ありませんでしたのでこの金額で大体足りたかなという状況です。

なお、今年度に関しましては、7月の水害がありましたので、補正をしていただきまして土のう等を購入しております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） ありがとうございます。

メンタルについては、コロナによる影響でその回数減と相談時間の減だったということで、改善されたというにはまだちょっとほど遠いなという感想です。

消防団に関係して、引き続き団員の補強といったことは、昨年よりもまた21名減ということですよ。そういうことになりますと、どんどんどんどんいざ災害というときに出動できる団員数も減ってくると感じておりますので、この辺は引き続き増強をお願いしたいと思います。

水防費についても、しっかりと備えをしていただきたいと思います。

それで、改めて決算書154ページ、成果表の320ページです。

災害時用物品整備事業の中の食糧費の成果表を見ますと、様々な食品が備蓄されているのがよく分かるんですけども、こちらの消費期限といいますか賞味期限等についての対応策、更新について伺いたいと思います。

○委員長（木村哲夫君） 危機管理室長補佐。

○危機管理室長補佐（早坂 卓君） 危機管理室長補佐でございます。

町のほうで備蓄している食料につきましては、ほとんどが5年間の消費期限となっております。

それで毎年、ローリングストックということで買い足ししております、期限が来たものにつきましては、去年は学校だったり幼稚園、保育所などに配付して、町ではこういったものを備蓄しているということで防災教育の一環として配付しております。通常ですと、防災訓練の際に要請のあった行政区のほうに配付しているわけなんですけれども、去年はコロナの影響から中止となりましたので、そのような対応をさせていただいております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） よろしいですか。そのほか。14番佐藤善一委員。

○14番（佐藤善一君） 23ページのマイナンバー関係よろしいですか、総務課で。

○委員長（木村哲夫君） 23ページは、これは別でしょうか。大丈夫ですか。決算書の23ページですか。

○14番（佐藤善一君） 決算書。

○委員長（木村哲夫君） 決算書。総務課で大丈夫ですか。町民課のようです。この後、お願いできればと思います。

○14番（佐藤善一君） あと70ページのコロナの応援関係、先ほど答弁あったんですけれども、これもあしただね。

○委員長（木村哲夫君） 70ページ、決算書だと今日ではないようです。

○14番（佐藤善一君） 分かりました。

○委員長（木村哲夫君） ほかに。12番一條 寛委員。

○12番（一條 寛君） 決算書52ページ、成果表16ページのホームページの件に関して、ホームページリニューアルしたということですが、どのようにリニューアルされたのかということと、それからちょっと年間訪問件数と訪問件数65万件、それから閲覧件数が204万件とありますけれども、ちょっと訪問件数と閲覧件数がちょっとよく分からないので、この辺教えてくださいということと、あと広報かみまちと町のホームページに有料広告の掲載ということとありますが、この辺の内容と、あと町内の事業者のPRとありますが、この辺町内に限ってあるのかどうか、この辺確認したいと思います。

○委員長（木村哲夫君） 広報広聴係長。

○総務課主幹兼広報広聴係長（塩田大輔君） 主幹兼広報広聴係長、お答えします。

まず、ホームページのリニューアルについてなんですけれども、ホームページにつきまして

は、これまでの従来のホームページ、約7年間、同じシステムを使ってきました。ホームページにつきましては5年更新が大体基本的なんですけれども、2年間ほど延長して使っておりまして、令和2年度から新たなホームページにリニューアルしようというような取組をしておりまして、令和3年4月からスタート、リニューアルというような形になっております。

リニューアルした、更新した内容として主なものとしては、クラウド化というような形でホームページサーバーは庁舎内に置かず、業務を委託している業者のサーバーを使用させていただいて使っております。これ何が違うかといいますと、仮に災害があったとか、あとは通信関係で異常があったというときに、今までですと、広報担当係ではちょっとそういう対応ができず、システム担当とか役場職員のそういう詳しい情報システム系のほうで対応していただいたんですけれども、そういう緊急時に業者のほうのサーバーを使用することによりまして、専門の業者が全て管理してくれるということで、緊急時や、あとはホームページが重くなったりすることに対してもすぐ対応できるということで、そのようなシステムに切り替えております。

続いて、訪問件数と閲覧件数の違いということなんですけれども、まず訪問件数というのは、要は加美町のホームページを検索して1回目に入った件数というような形になります。

続いて、閲覧件数というのは、その方がいろいろなページを何回も開くと思いますので、ページを閲覧した回数というので延べ件数になるかと思います。訪問件数が65万件ということなので、大体月平均にして6万件弱、要は6万人の人、これも全て延べにはなってしまうんですけれども、6万人の方が何かしらの情報を知りたいということで、加美町のホームページを1か月当たり延べ6万人の方に見ていただいているというような形で考えていただくといいかなと思います。従来のホームページと比較しまして、大体1.3倍ぐらいの数字になっております。

続いて、有料広告なんですけれども、ホームページと広報かみまちのほうの有料広告、令和3年4月から始めております。ホームページのバナーにつきましては、今回、成果表にもあるとおり6事業者がやっております。町内向け、県内向けとかという縛りはせずに全国各地から募集しているような状況です。うち、町内の企業については1社、ホームページに掲載させていただいております。あと広報紙に関しては、県内の業者3事業者が掲載しているような状況となっております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 12番一條 寛委員。

○12番（一條 寛君） ホームページをリニューアルしたことによって、利用者といいますか閲覧者の声とか、答弁の中では好評のようでありますけれども、どんな声が寄せられているかお

伺います。

○委員長（木村哲夫君） 主幹兼広報広聴係長。

○総務課主幹兼広報広聴係長（塩田大輔君） 主幹兼広報広聴係長、お答えします。

新しいホームページになって大きく違うのが、総務課でどのような事業をしているとか調べるよりも、見る人がこういう情報を見たいと直接見れるようなシステムに変わりましたので、非常に見やすくなったと好評いただいております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） よろしいですか。そのほかございますか。15番米木正二委員。

○15番（米木正二君） 3点ほど伺います。

ページ数は決算書53ページから55ページ、それから成果表は18ページ、19ページです。3点ほど。

財産管理の中で遊休化しているものについての活用ということで、これのことについて庁舎内で講じられているのかどうか、1点です。

それから、その財産で境界確認されていると思いますけれども、不法占拠されているものはないのかどうか。

それから、3点目、物品というようなことで19ページに、所有車両が266台所有しているということでありまして、その車両の、例えば、タイヤ等々の物品あるいは車検、修理等、おそらくあると思いますけれども、町内のそういう整備業者等々に満遍なく依頼されているのかどうか、偏りはないのかどうか、その辺伺いしたいと思います。

○委員長（木村哲夫君） 副参事兼契約管財係長。

○総務課副参事兼契約管財係長（鈴木潤一君） 総務課副参事兼契約管財係長でございます。

3点ほどご質問をいただきました。

1点目につきましては、町の土地とか建物で遊休化しているものの取扱いについてということですが、この点につきましては、先般、公共施設の総合管理計画あるいは個別施設計画等を策定いたしまして、町のほうとしましては、順次、施設につきましても集約複合化あるいは廃止等を検討していくこととしておりますので、当然、今後、余剰となる土地、建物が増えることが見込まれます。そういった状況におきまして、昨年度、令和3年度におきまして公有財産、土地建物含めましてそういったものの利活用に関するガイドライン、基本方針というものを作成いたしまして、それに伴いまして、町内の副町長はじめ課長さん17名で構成いたします公有財産の利活用検討委員会というものを設置いたしました。今年度、1回ほど委員会のほうを開催しておりまして、既存の遊休施設あるいは遊休土地につきまして、今後、どのよ

うな取扱いをしていくかということで検討しているところでございます。

なお、遊休施設、遊休土地につきましてはそれなりの件数がございますので、一度に全ての案件を検討するというのはなかなか難しいと思っております、当面はできる部分から順次検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、境界確認についてでございます。町有地につきましては、町が自ら境界確認をするということは基本的にあまりないんですが、個人の方が、例えば、おうちを建て替えるですとか何らかの事情がありまして、個人と官、官民の境界を求めたいというケースがございます。そういった場合に、町道であれば建設課が境界確認いたしますが、町道以外の普通財産、いわゆる町の土地ですとかあるいは赤線、青線、法定外公共物と言われるものに関しましては、総務課のほうで立会いをしております。その中で、委員さんおっしゃられたように不法占拠ということで、長年、知らない間に結果的に町の土地を使ってしまっていたというケースは境界立会いすると実際あります。その際につきましては、まずもってここが民と官の境界なので、境界を侵さないようにというような指導をさせていただいているところでございます。

3点目、車両につきましてでございますが、町の公用車につきましては、町内の事業者さんから基本的には購入をさせていただいております、担当部署によって購入した店舗、事業者さんのほうで車検をしたりですとか、タイヤ等あるいは整備を行っているというのが実情でございます、やはり購入する際に入札等しておりますので、事業者さんによっては、多い、少ないところもございますが、給油、ガソリン等も含めまして、できるだけ町内の業者さんを使うような形でやっておりますので、満遍なくというとなかなか多い少ないちょっと出てくるかもしれませんが、基本的には整備あるいはガソリン等も町内の事業者さんを使うような形でやっております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 15番米木正二委員。

○15番（米木正二君） 遊休財産については、ガイドラインを設けて、もう委員会も設置されているということでもあります。あとその必要性とか方向性とか、それからそういったものを示す基本方針というのはやっぱり必要だと思います。それで、売却とかそれから貸付けをやっぱり積極的にしていくといった取組も私は必要だと思いますけれども、その点どうなのか。

それから、公有財産でありますけれども、総合管理計画に基づいていろいろやられていると思いますけれども、維持管理費も相当かかっているんだろうと思いますけれども、今年度、令和3年度は1億5,648万円ほどかかっている、前年対比で大分8,500万円ほど増加しているという要因はありましたけれども、今後の見通しとしては、維持管理費の推移というのはどのよう

に考えていますか。

それから、遊休施設の件数はいかほどありますか。それをお伺いしたいと思います。

○委員長（木村哲夫君） 副参事兼契約管財係長。

○総務課副参事兼契約管財係長（鈴木潤一君） 副参事兼契約管財係長でございます。

先ほど申し上げましたように、ガイドライン等基本方針を策定いたしまして、委員会において協議、判断をしながら進めていくということですが、委員さんおっしゃられますように、町の財産を遊休化して眠らせておくのではなく、基本方針におきましても積極的に利活用を進めていこうという内容でつくっております。当然、売却も含め、あるいは民間への賃貸借、そういったものも含めて検討していこうというような形になっております。なので、今後もそういったものにつきましては積極的に利活用を進めていきたいと考えているところでございます。

続いて、公有財産の維持管理につきましてでございますが、ちょっと今手元で全体の数字というのは持っていないんですが、基本的には維持管理につきましても集約あるいは複合化をしながら縮減、経費削減できる部分につきましては、そういった形で進めていきたいと考えております。また、一方でどうしても年数がたっている施設が多いものでございますので、修繕費等々も当然かかってきます。その辺につきましても、できれば、考えといたしましては緊急なものもあるかと思うんですが、なるべく計画的に平準化させるような形で維持管理ができればと考えております。

最後、遊休財産の件数でございますが、実際のところ、かなりの数がございまして、実際何件というところはちょっと申し上げられませんが、先ほど申し上げました利活用の検討委員会のほうで検討している案件についてちょっとお話しさせていただきますと、遊休土地につきましては、現在3件の土地の活用について検討しております。この3件につきましては、今年度の当初予算にも計上いたしました。広原小学校の南側ですとか消防署跡地ですとか、そういった土地の利活用を考えていきたいということで検討しております。また、施設につきましては、旧賀美石幼稚園ですか、それから母子生活支援センター、それから旧旭小学校について、当面、重点的に検討していきましようということで、現在、これらの公有財産について検討をしているところでございます。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 15番米木正二委員。

○15番（米木正二君） 今の説明で分かりました。

それで、やっぱり民間による利活用の促進というか民間を活用してやっていくということが

私は必要だと思いますけれども、その辺、副町長でもいいですけれども、どうお考えですか。

○委員長（木村哲夫君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

遊休の土地、建物についての利活用については、先ほどの答弁のとおりでありまして、検討委員会で今いろいろ検討しております。そんな中で、民間を活用したそういった利活用については、今回の町なかも含めて当然民間の力をお借りしてやろうということでもありますので、町だけでやると、なかなか我々では想像できないことを民間の方にいろいろ提案をしていただいておりますので、当然、今後の利活用に向けましては、民間の力を積極的に活用してまいりたいと考えております。

○委員長（木村哲夫君） そのほかございますか。（「なし」の声あり）よろしいですね。それでは、質疑はないということで質疑なしと認めます。

これにて総務課及び危機管理室及び新型コロナウイルス感染症対策室の所管する決算については質疑を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長（木村哲夫君） 休憩を閉じ、再開いたしますが、その前に皆様をお願いを申し上げます。

まず、説明をいただく課長の皆様には、概要説明書はできるだけ簡潔にポイントだけを読み上げていただきたいということを今後お願いいたします。

委員の皆様には、議運の説明があつたとおり、質問は1回につき3問、それを3回できますので、最大9項目の質問ができるということを改めて認識していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、次に町民課の決算審査を行います。

審査に先立ち、所管する決算の概要について説明をお願いいたします。町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 町民課です。よろしくお願いたします。

それでは、令和3年度町民課の決算所管事業概要説明を行います。

一般会計、歳入です。

14款1項4目2節住宅使用料についてです。住宅使用料については7,456万2,000円で、収納

率は98.46%です。前年収納率で0.1%、収納額で190万6,000円の減となっております。

滞納繰越分については191万7,000円で収納率が7.56%、収納額で112万3,000円の減です。滞納期間が10年を経過し時効を迎えた405万3,000円と、5年以上経過し死亡した者及び町外転出後、連絡が取れない債権501万7,000円について、議会の議決を経て債権放棄し債務の整理を行っております。そのため、不納欠損額は昨年より増加しております。

14款2項1目2節戸籍住民基本台帳手数料、決算書21ページです。窓口の証明手数料は、戸籍関係で543万9,000円、住民基本台帳関係で347万1,000円、仮ナンバーの申請で63万2,000円、マイナンバー交付で4,000円、合計956万4,000円となり、前年比20万9,000円減少しています。

次に、14款2項2目1節狂犬病予防・登録手数料です。

決算書は21ページです。

犬の登録数は1,054頭のうち、免除頭数16頭、注射済頭数は298頭で、前年比72頭減少しております。注射済証は51万円、登録料は14万1,000円、合計65万1,000円となっております。

続きまして、15款2項1目1節社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務補助金等です。決算書は23ページになります。

社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金補助金として632万円、社会保障・税番号制度情報システム整備費補助金として17万6,000円、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金として743万8,000円となっております。令和4年3月末のカード交付申請件数は8,401件で交付件数は7,522件です。交付率にしますと33.3%になります。

続きまして、15款3項2目1節国民年金事務費委託金、決算書は26ページです。国民年金制度の法定受託事務に関する事務費補助金です。667万5,000円です。

15款3項2目1節年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金です。

決算書は26ページになります。

消費税引上げ分の財源を活用して公的年金の収入額やその他の所得が一定水準以下の年金受給者を支援するための交付金支給事務に関する交付金です。49万3,000円です。

16款2項3目2節みやぎ環境交付金です。

決算書は28ページになります。

みやぎ環境税を財源とし、5年間延長されましたので令和7年まで継続しております。加美町ではLED照明交換に使用し、均等割が200万円、人口割として244万5,000円、合計444万5,000円の歳入です。

続きまして、歳出です。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、決算書は75ページから76ページ、成果表は99ページから104ページです。マイナンバーカード交付事務交付金として、地方公共団体情報システム機構へ742万5,000円。

3款1項2目1節国民年金費、決算書83ページから84ページ、成果表は115ページから116ページです。税制改正に伴う所得額変更等によるシステム改修で79万2,000円です。

4款1項2目2節予防費、狂犬病予防費、決算書106ページ、成果表99ページについては、例年同様ですので説明を省略します。

4款2項3目から4目、環境衛生費、公害対策費です。

決算書は106ページから107ページ、成果表は200ページから202ページです。

環境美化推進員の委嘱や公衆衛生組合の補助金を交付し、環境美化に取り組んでいます。資源回収事業に対し奨励金を交付し、資源のリサイクルを推進しています。

公害対策費では、鳴瀬川水系18か所及び青木原処分場の水質検査を実施しています。大崎広域事務組合の斎場分の負担金については1,432万9,000円で、前年度より4万8,000円増加しております。

4款2項1目から3目、清掃総務費、塵芥処理費、し尿処理費です。

決算書は110ページから111ページ、成果表は209ページから211ページです。

青木原最終処分場管理員や不法投棄巡回パトロールとして自然環境監視員6名を委嘱しております。不法投棄の処理や清掃デーの作業委託料のほか、大崎地方広域行政事務組合への負担金が主な支出です。

塵芥処理費については5億141万9,000円、前年比7,455万円の減です。

し尿処理費1億12万4,000円です。122万6,000円の増加となっております。

8款5項1目住宅管理費です。決算書は149ページから151ページ、成果表は310ページから311ページです。住宅のシステム改修委託料として405万9,000円、あと修繕ということで1,913万7,000円を支出しております。

10款1項4目教員住宅費、決算書162ページ、成果表359ページについては、例年同様の数字となっておりますので説明を省略します。

霊園事業特別会計です。

歳入、1款1項1目1節清掃手数料、決算書299ページ、成果表531ページです。清掃手数料、利用許可証再交付手数料として110万9,000円収入です。

2款1項1目1節霊園使用料として決算書は299ページ、旧墓地分と新墓地分合わせまして

7件の使用料納付がありました。合計で114万円となっております。

町民課の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

14番佐藤善一委員。

○14番（佐藤善一君） 決算書の23ページにあります社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業として632万円、743万円の補助金が計上されております。成果表を見ますと交付率の向上に努めましたということではありますが、税や社会保障の事務処理についてはどれだけ効果があるものなのか、お尋ねをいたします。

○委員長（木村哲夫君） どちらが答弁ですか。町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） マイナンバーカード交付事務補助金、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務補助金についてお答えいたします。

これは税番号個人カード交付補助金となっておりますが、マイナンバーカードの交付に関しての補助金になります。それで、マイナンバーカードの交付に関しては、説明のとおり、現在、加美町では交付率が33.3%です。なので、これは全国的にもまだまだ低いと思われる数字ですので、今後、交付に向けてさらなる努力をしてまいりたいと思います。

今までの令和3年度の交付に関しての事業としましては、各商業施設に加美町独自で作ったポスターを作ってみたり、写真を無料撮影にすることにして何も持たずにお気軽に申請しに来ていただけるようにということと、あとどうしても町のほうに5時15分まで取りに来れないという方に関しては、月に何日か日付を設定して夜間受付ということも実施していました。

今後も、そういうような工夫を凝らしましてマイナンバーカードの交付について努力してまいりたいと思っております。

○委員長（早坂忠幸君） 14番佐藤善一委員。

○14番（佐藤善一君） このカード申請の控除の関係でなくて、このカードを作ったことによって、実際、税や社会保障の事務処理にどれだけ効果があるものなのかということです。

○委員長（木村哲夫君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） マイナンバーカードの効果についてですが、マイナンバーカードのそもそもの目的というのは大きく2つあると思っております。1つは、所得です。所得のある方がその所得を隠すことなく公平に分担していただくようなふういきちんと公平にすることと、あともう一つは、やはり委員さんがおっしゃったように、行政の事務負担を削減するという目的があると思っております。マイナンバーカードを作ることによって、加美町はまだシステ

ムを導入しておりませんが、窓口に来たときにマイナンバーカードを読み込むことによって、身分証明書をきちんと確認したということになって住民票の手続や諸証明の時間短縮につながったり、各種申請、受取口座の確認がすぐ取れたりというような事務の経費削減と時間短縮につながるということが期待されております。

加美町についてはまだまだそこまでいっておりませんが、今後、国の交付金や補助金を活用できるようになるかもしれません。そのときに向かって準備をしていきたいなと思っています。

○委員長（早坂忠幸君） 14番佐藤善一委員。

○14番（佐藤善一君） マイナンバーカードは、個人を認証することができても世帯関係では認証できないんですよね。したがって、実際、税制や社会保障、こういったものについては、実際やっているのは世帯関係で確定されるでしょう、いろいろな税なんかは。社会保障にしても、家族の収入どうのこうのによって税が確定されるでしょう。したがって、町の支出面においても個人を重点に置いたものに転換する必要があるんじゃないかなと思うんですけども。そうしないと、せっかくのこのカードが事務処理関係では生きてこないのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（木村哲夫君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） そうですね、委員さんのお見込みのとおりでありまして、加美町はまだまだこのカードの活用について、カードを申請してくださいと言っているものの、なかなかカードを使う場面が少ないと思っております。今後、カードを使ったコンビニでの証明書取得であるとか様々な恩恵というんですか、加美町でもカードがフルに活用できるような体制を整えたいなと思っております。

しかしながら、それに関してはシステムの経費がかかりますので、国の交付金とかそういうのを活用しながら今後進めてまいりたいと思っています。よろしくお願いします。

○委員長（木村哲夫君） 4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） 3点お伺いします。

まず1点なんですが、決算書150ページ、成果表310ページ、これは町営住宅に関してなんですが、同じく決算書162ページ、成果表が359ページの教員住宅、これちょっと聞きたいことが同じなので一緒に聞きたいと思うんですけども、修繕費に関して、修繕費の町負担分というか町の負担とする修繕の対象範囲といたしますか、部位といたしますか、というのは、結構細かい修繕、例えば、玄関のドアノブであったり浴室ドアのハンドルとか、こういったのがちょっとたまにうちにも来るんですけども、そういうのが個人負担の部分が非常に多いと。そういつ

た区分というか、そういうものがあるのかどうか。例えば、個人負担は分かるんですけども、入居してすぐに、入居した時点で不具合が分かって、その場合もすぐに個人負担になるのか。そういったことも、入ったばかりで何で個人負担になるのかなという人もいるのも現状です。そういったところはどういう対象になっているのか。教員住宅についても町営住宅と同じ考え方になるのか。その点をまず伺いたいと思います。

教員住宅については、今、一般の方も入居していると思いますので、その空き状況によっては一般に入居をまた開放するのかなどうか。

最後です。決算書106ページ、成果表201ページ、斎場の負担金の中身なんですが、斎場の管理の令和3年の状況です。委託業者、例えば、清掃とかそういうことになるんだと思いますけれども、委託業者がどこで、また加美斎場も、例えば、大崎の古川の斎場も皆一緒なのか、その場合、1社が受け取って、またさらに下請になっているものかどうか、その仕組みについてお願いします。

○委員長（木村哲夫君） 参事兼課長補佐兼生活環境係長。

○町民課参事兼課長補佐兼生活環境係長（佐々木義紀君） 生活環境係長です。よろしく願いいたします。

修繕の範囲については、基本的にはもともと部屋に設置されているものについては町側で修繕ということ、あと使用者が部屋に入って後から設置したもの、あとは通常、恒常的に使うものについては利用者側で負担という考え方で行っております。委員さんおっしゃるように、入ってすぐという点においては、退去時に退去検査をしてその状況は確認しているんですけども、そこから次の方が入るまでの期間が長かったりとかそういった場合があった場合には、係内でその辺検討をさせていただいて、その都度、これはちょっと入居者に負担していただくのは苦しいんじゃないかということについては、個別に対応させていただいております。

教員住宅についても、考え方としては同じでやっております。よろしく申し上げます。

○委員長（木村哲夫君） 斎場については、教員住宅を一般にも開放するのかなどうかをお願いします。

○町民課参事兼課長補佐兼生活環境係長（佐々木義紀君） 現在、開放しておりますけれども、入居状況といったところを鑑みて開放できる部屋数、あと当然、先生が次年度に入る予定があると見込まれるという場合なども想定して、すっかり全部開放するわけではなくて、その都度、来年度を見越して、あと一般に開放した分については、入居の際にその辺、本来の目的などを説明して入居いただくようにしております。

○委員長（木村哲夫君） 106ページの斎場の負担金の関係ですか。町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 斎場の負担金に関してなんですが、斎場の委託契約に関しては大崎広域事務組合で行っております。大崎管内が1つの業者であるのかどうかというのはちょっと確認しておりませんでしたので、後ほど確認をして回答したいと思います。

○委員長（木村哲夫君） 4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） やはり負担部分、その辺をやはり明確にしておいたほうがいいと思いますし、結局、前の方が退去するときにしっかりチェックはすると思うんですが、新たな方が入るときの確認というのが多分見落とし等があって、それが個人負担になったりということがあるんだと思うんです。

ですから、一般のアパート管理に関してはやはりこういうところが徹底されておりますので、しっかりその辺は、入ったばかりでお金取られるのかやなんていう苦情が出ないようにしていただきたいのと、それから教員住宅に関して、今、現状どのぐらい空いているのか、中新田と宮崎にあるかと思うんですが、現状、空いている部屋の個数とかそういうのをちょっと確認したいと思います。

それから、斎場につきましては、やはり多分、下請、孫請みたいな感じになっていってしまうんだと思うんですが、ある業者から予算が少なくてというようなお話もちらっと聞いていますので、加美斎場だったんですが、その辺のところも改善を大崎広域に要望できるのであればしてほしいなと思っています。お願いします。

○委員長（木村哲夫君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） まず、1点目の教員住宅の空き状況についてお話ししたいと思います。

教員住宅については、中新田と宮崎地区にそれぞれがございますが、令和4年度に関しては空き状況は今のところありません。全部埋まっております。ただ、宮崎教員住宅の中の2か所、2世帯分については若干修理が必要な部分ありますので、その分について2世帯分、今、空いております。

大崎広域の委託料に関しては、以前、私が町民課に来てからなんですが、利用者の方々から火葬場の茶碗がもうすっかり茶渋がついていてすごく汚くなっているので取り替えてくださいとか、そういうような委託管理に関しての不備に関しての苦情も何件か伺っております。そういう点に関しまして、大崎広域に速やかに連絡を取り改善していただいた経緯もございますので、今後も委託に関しては注意していきたいと思っています。よろしくお願いします。

○委員長（木村哲夫君） 4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） 教員住宅に関して、今の転勤されてこられる若い先生方、特に独身の先生方はあまり教員住宅に入居しないように感じています。結婚されて家族がいるとかいう方はまた別なんでしょうけれども、そういった状況も鑑みながら、できるだけ有効に活用されるように一般の方々にも貸出しができるような仕組みをしていただければと思います。

○委員長（木村哲夫君） 答弁は。（「いいです」の声あり）よろしいですか。そのほかございますか。15番米木正二委員。

○15番（米木正二君） すみません、1点だけお願いします。

19ページの住宅使用料に関してですけれども、いろいろちょっと調べてみると、公営住宅で入居の条件としてきた保証人制度を廃止する結果、都道府県単位だと思うんだけど、そういう自治体が多くなってきているということです。そして、背景には保証人の確保が困難になって住宅弱者が入居できないような事例が多くなってきているということですけれども、本町ではそういった事例があるのかどうかお伺いします。

それから、もう一つお聞きしたいんですけれども、保証人が負う上限額の設定が義務づけられたということですが、その辺で上限額というのは幾らか教えていただきたいと。

○委員長（木村哲夫君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） まず、1点目の保証人についてです。加美町の公営住宅の入居者の保証人については、原則1名つけるということになっております。近年、保証人になれるような方、なりたいと受け取る方が少なくなって、なかなか入居希望の方が保証人を見つけられないというのも実際あります。委員さんがおっしゃったような、例えば、保証人をつけないとなれば、その分、保証協会とかにお金を支払いして保証料というか保証、もし万が一滞納とか未納になったときに保証していただくというような制度に加入することとなるので、若干入居者の方々の費用の負担が多くなるのかなと思っておりますので、まだそこについては調査検討が必要だと思っております。

もう1点ですが、保証人さんの上限額、保証料の金額は、法令変わりました。一昨年度から上限が50万円までとなっております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 15番米木正二委員。

○15番（米木正二君） ありがとうございます。

50万円ということですが、あと1つ確認したいんですけれども、例えば、保証人になっていて、その方が亡くなってしまったと。そして、あとはちょっと債務があったといった場

合に、その保証人に対して保証人解除の通知というのはされているのかどうか。それから、保証人はその債務を負っていくものなのか、ちょっとその辺、見解をお願いしたいと思います。

○委員長（木村哲夫君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 保証人さんが亡くなって、債務……。

○委員長（木村哲夫君） 米木委員。

○15番（米木正二君） 住宅に入居している人が、例えば、亡くなって、保証人さんがいるとした場合に、例えば、債務があった場合に、その保証人さんに行くのかどうか、あとは保証人解除というような通知はされているのかということです。

○委員長（木村哲夫君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） まず、本来であれば、ご本人がお亡くなりになって、入居されている方がお亡くなりになって、その方に未納があって、その未納について保証人さんに請求するのかということであります。本来であれば、請求は可能です。しかしながら、どういう用件でお亡くなりになったのかはケースによって違いますが、ご高齢で、例えば、年金生活で何万円か未納があって、それを保証人さんに請求するかということ、実際、事務上であれば、請求はちょっと保留したいと思っております。ケースによります。

もう1点、保証人解除の通知については、保証人さんには、保証人の本人がお亡くなりになっているのですから特に通知は行っておりません。亡くなった時点で保証人は終わりです。

○委員長（木村哲夫君） よろしいですか。そのほかございますか。2番佐々木弘毅委員。

○2番（佐々木弘毅君） 佐々木でございます。ちょっと教えてください。

これは4款1項3目、4目、環境衛生費というところに該当する。

○委員長（木村哲夫君） ページ数をお願いします。

○2番（佐々木弘毅君） 決算書のページ数が106ページから107ページ、成果表は200ページから202ページとなっています。

この中で、文章の中で公害対策費では、鳴瀬川水系18か所及び青木原処分場の水質検査を実施したとあって計上されているお金がありますね。この鳴瀬川水系18か所というところでの水質検査というのは、放射性を念頭に水質検査をしたものか、または純粹に鳴瀬川水系の水の状況を測定するために行った検査なのか、その辺をまずちょっと教えてください。それが1つです。

あとはもう一つは、先ほど味上委員のほうから斎場の話をされましたが、今度、私はお墓の話を知りたいんですが、霊園事業特別会計、ページ数が決算書の299ページ、成果表が531ペー

ジということで計上されている数字があります。この数字をとやかく言うのではなくて、私はよく聞かれるんです、この斎場はまだ空きがあるんですかとか、そういう空き情報はどこで聞かれるんですかとか聞かれるものですから、まず、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○委員長（木村哲夫君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） まず、水質検査についてお話しいたします。

水質検査については、放射能だけではなくて、例えば、全ての水質を、全てというか、例えば、大腸菌であるとか水銀であるとかそういうような水質検査を行っております。

あともう1点、お墓のことなんですけれども、現在、令和3年度についてはたまたま7件の空きが出まして、7件について申込みがあったので百何十万円か収入があったんですけれども、現在、加美町の霊園に関しては空きがない状況になっております。

ただ、毎年、このような空きがない状況でも、年度内に墓じまいをしたいんですであるとか、今まで予定でお墓を取っていましたが、実は引っ越しとかこっちに身内がいなくなったので仙台のほうにですとか、遠くにお墓を取りたいんですというようなことで返却が出てきています。なので、現在については空きがない状況ですが、空きが出次第、広報等でお知らせをして空きがありますというような募集をしていきたいと思っております。

○委員長（木村哲夫君） 2番佐々木弘毅委員。

○2番（佐々木弘毅君） 2つの質問にまた関連してのことなんです、先ほど水質検査、いろいろpHをはかったりとか純粹に水質を検査する意味でもやっているんだという話ですが、課長も魚捕りが大好きで随分今年もアユを投網で捕ったみたいな話を聞いたし、写真も見せられて立派な魚だなと悔しいんですが、この魚が住むというのは、要は水生昆虫がいるから、そして水質がよければ水生昆虫が発生して、水生昆虫やら水生植物、プランクトンというか植物プランクトン、コケなどを食べて魚たちは川に住んでいるわけです。そういった自然豊かなところを具体的に言うと、水生昆虫の検査とかそういった生態系までということは考えてはいないということですね。その辺、ちょっとまず最初に聞かせてください。

○委員長（木村哲夫君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） この水質検査というのは、あくまで生態系の検査ではなくて、先ほど申しましたように、水銀であるとかダイオキシンであるとかの検査であって、そこまでの検査は現在のところ予定しておりません。

○委員長（木村哲夫君） 2番佐々木弘毅委員。

○2番（佐々木弘毅君） 豊かな自然を守ろうというふうにみんな合い言葉ですから、できればその辺までやっていただける時代が早く来てほしいなと思って質問しました。

あとはもう一つ、先ほどの霊園の状況、確かに今課長おっしゃったように、墓じまいがあちらこちらで、人口も少なくなっていく、お墓を見る人もいなくなっていくということで墓じまいをしているということはたくさん聞くんです、あちらこちらで。でも、どういうわけか、あそこの霊園は非常に評判がよくて、私も行きたい、うちのばあさんもあそこさという話もよく聞くんです。それで、おそらく今の状況で空きがないということなんでしょうが、いずれ空きがないということのままなのか、この状況でずっと霊園をいじらないでいくのか。また、計画ですよ、それは計画をちょっとここで聞いていいものかどうか分かりませんが、霊園をもう少しちょっと増やす、そして充実するとかといった計画というのはあるんですか。

○委員長（木村哲夫君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 霊園についてお答えします。

霊園、現在、満杯の状況なんですけど、先ほどお話ししたとおり、墓じまいやらなにやらで必ず空きが出てきて、それでちょうどいい均衡が今保たれているというような状況です。

今後、用地は隣にあるんです、実は。霊園を拡張する予定の用地はあって、そこを第3期加美町霊園ということで拡張する予定であったんですが、費用対効果ということで今保留になっている、休止となっている状態です。今後、その辺につきましては財政と協議しながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（木村哲夫君） 3回で終わりとさせていただきます。

ほかにあるかどうかあれですが、時間の関係上、町民課についてはここで終わりたいと思いますが、よろしいですか。（「なし」の声あり）ありがとうございます。

これにて町民課の所管する決算については質疑を終わります。

それでは、担当課の入替えのため暫時休憩をいたします。

なお、委員の皆様はその場においてお待ちいただきたいと思います。

午後1時42分 休憩

午後1時44分 再開

○委員長（木村哲夫君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

次に、小野田支所及び宮崎支所の決算審査を行います。

審査に先立ち、所管する決算の概要について説明をお願いいたします。まず、小野田支所長。

○小野田支所長（内海 茂君） 本日は、小野田支所2名、宮崎支所2名で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、小野田支所の事業概要のほうを説明させていただきます。

まず、歳入からです。

住民バス使用料、決算書19ページになります。住民バス使用料のうち、小野田支所の取扱い分は28万1,500円、前年度対比1万2,650円の増となっております。

続きまして、徴税手数料、決算書21ページになります。税関係証明手数料のうち、小野田支所取扱い分は14万5,400円、前年度対比1万200円の増となっております。

続きまして、戸籍住民基本台帳手数料、決算書21ページになります。こちらの証明手数料のうち、小野田支所取扱い分は160万2,900円で、前年度対比6万1,350円の増となっております。

最後に、雑入、決算書43ページになります。小野田支所雑入は、コピー代やミヤコー休憩室空調電気代等で4,255円、前年度対比で2,785円の減となっております。

続きまして、歳出になります。

小野田支所費、決算書58ページ、59ページ、成果表が35ページ、36ページになります。小野田支所費の決算額は5,975万5,000円で、前年度対比44万9,000円の増となっております。主な要因につきましては、前年度の再任用職員1名が会計年度任用職員に配置替えされたことにより職員人件費が274万4,000円減額したものの、会計年度任用職員1名増に係る報酬手当178万2,000円の増、小野田庁舎前支障木伐採業務44万2,000円の増、小野田庁舎1階トイレ排水管改修工事121万円の増などによるものです。

続きまして、公園管理費の小野田地区分です。

決算書141ページ、成果表291ページになります。

小野田地区の公園管理費の決算額は1,039万1,000円で、前年度対比83万1,000円の減となっております。こちらの主な要因につきましては、前年度の小野田中央児童遊園遊具修繕工事ほか2件の94万4,000円の減額によるものです。

次に、道路維持費の小野田地区分です。

決算書144ページ、145ページ、成果表につきましては298ページ、299ページになります。

小野田地区の道路維持費の決算額は1億53万4,000円で、前年度対比644万円の増となっております。主な要因につきましては、工事請負費の道路維持修繕工事等が前年度対比で182万3,000円減額したものの、前年度の除雪業務が例年と比較して降雪時期も早く積雪量も多かったことから、除雪業務に要した燃料費、修繕料、除雪委託料等が増額となり、さらに町道改良

工事の完了に伴う防雪柵の追加により防雪柵建込撤去委託料が増額したことなどによるものでございます。

配当予算となっている事業の概要につきましては、成果表に記載のとおり11事業で、決算額は1,360万5,000円となっております。

小野田支所分については以上です。

○委員長（早坂忠幸君） 宮崎支所長。

○宮崎支所長（嶋津寿則君） 宮崎支所長です。よろしくお願いたします。

それでは、私のほうからは宮崎支所の所管事業概要について説明をさせていただきます。

まず歳入であります。小野田支所と同様の部分につきましては省かせて、宮崎支所単独分について説明をさせていただきます。

歳入、14款1項1目1節総務管理費使用料、決算書は19ページであります。自動販売機設置敷地使用料23万2,423円のうち、宮崎支所設置分は4万9,511円で、前年度対比で6,479円の増となっております。

次に、支所庁舎使用料740万2,560円のうち、宮崎支所取扱い分につきましては、加美町文化協会の会議室使用料1万2,000円で、前年同額となっております。

3つ飛びまして、14款2項3目1節の農業費手数料であります。農業関係証明手数料6万1,400円のうち、宮崎支所取扱い分につきましては2,400円で、前年度対比で800円の増となっております。

続きまして、21款5項1目1節雑入、決算書は43ページでございます。七十七銀行ATM電気料は前年同額の4万8,000円、それから雑入といたしまして、宮崎支所雑入といたしまして自動販売機の電気料が4万6,647円、コピー印刷代が3万550円で、前年対比で1万715円の増となっております。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

2款1項8目細目宮崎支所費、決算書につきましては59ページから60ページ、成果表は37ページから38ページでございます。宮崎支所費の決算額は6,296万9,000円で、前年度対比255万8,000円の減となっております。減額の主な要因といたしましては、会計年度職員の1名減による人件費分が159万3,000円の減となっており、需用費につきましては光熱水費の電気料が38万7,000円の減、それから庁舎修繕料が229万5,000円の減となっております。委託料につきましては、支所庁舎前の赤松害虫駆除委託料が20万5,000円の減額となっております。

続きまして、8款1項2目公園管理費の宮崎地区分でございます。

決算書につきましては142ページ、成果表は292ページでございます。

公園管理費の決算額は189万1,000円で、前年度対比19万2,000円の減となっております。減額の主な要因は、公園設備の修繕が減ったことによるものです。

最後に、8款2項2目道路維持費の宮崎地区分でございます。決算書につきましては145ページから146ページ、成果表につきましては300ページから302ページ、道路維持費の決算額は9,278万9,000円で、前年対比537万円の減となっております。主な増減といたしまして、需要費につきましては、消耗品が45万5,000円の減、燃料費が125万6,000円の増、修繕費が303万6,000円の減となっております。委託料につきましては、防雪柵収納建込等委託料が102万3,000円の減、除雪委託料が262万2,000円の増となっております。工事請負費につきましては、修繕工事路線等が前年度より少なかったため495万円の減となっております。

なお、配当予算となっております事業の概要につきましては、成果表の38ページのとおりとなっております。

決算額は12事業2,940万8,000円で、前年度対比1,166万6,000円の増となっております。以上でございます。

○委員長（木村哲夫君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） 両支所の共通のところ、決算書144ページ、145ページ、成果表299ページの301ページ、除雪委託料について伺います。

どちらの支所も、令和3年度は、令和2年度から除雪委託料が多くなったという先ほどの説明でした。積雪量が多かったこともありますのでそれは分かるんですけども、細かいところなんです、成果表の中で301ページ、宮崎支所の管内歩道除雪委託業務179万5,000円というのが計上されていて、小野田支所については西小野田歩道としか書いていないんですが、細かいことを言うようなんですが、下野目から支所まで車で支所に向かってくる途中の歩道について、あんまり除雪がされていないような状況が見受けられたんですけども、この辺の歩道の除雪については定期的に行うものなのか、通学路になるか、ならないかというものもあるでしょうし、スクールバスでの送迎になるからしないんだということもあるんでしょうけれども、どういったところでその辺の基準があるのか、お聞かせください。

○委員長（木村哲夫君） 小野田支所副支所長。

○小野田支所副支所長（渡辺信行君） 小野田支所副支所長、お答えいたします。

小野田地区の除雪につきましては、会計年度職員9名と委託先12業者で行っておりまして、今、お話にあった下野目から薬王堂辺りまでの歩道については国道の歩道にして、除雪は行っ

ておりません。ただ、下野目のスタンド付近から交差点辺りまでは、地区の方で除雪を行っていただいて、その分の燃料代ということで支所のほうで負担させていただいて、通学バスのほうが止まるということでそこまで行く子どもたちがおりますので、その方々たちのために地区のほうで掃いていただいております。あと、そこから薬王堂の辺りまでは、除雪は今のところ行っておりません。

○委員長（木村哲夫君） 宮崎もですか。宮崎副支所長。

○宮崎支所副支所長兼産業建設係長（伊藤徳幸君） 宮崎支所副支所長、お答えいたします。

宮崎地区の歩道除雪につきましては、宮崎小学校並びに宮崎中学校の通学路のほうを歩道除雪の区間として、距離としまして6.9キロということで指定しております。

あと除雪する際の目安でございますけれども、降雪量20センチ以上のほうを目安として歩道除雪を実施している次第でございます。以上でございます。

○委員長（木村哲夫君） 4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） 小野田の下野目から薬王堂の辺りまでの歩道についてなんですが、時折、自転車の跡だったり足跡というのが見受けられることがあります。その部分を通っている分については車との接触というのはないとは思いますが、あの降雪の中を自転車を引いて歩いていたりしている方がいるんだろう思うんですけれども、この辺、何も起こってはいないので除雪はしなくてもいいのだろうと思うんですけれども、この辺の対応というか、どのようにお考えでしょうか。このままこういうことでいいのかどうか。

○委員長（木村哲夫君） 小野田支所副支所長。

○小野田支所副支所長（渡辺信行君） 小野田支所副支所長です。

下野目から国道ということで、基本的には、本当であれば国道なので県の管理で行っていただくんですけれども、通学時期なんかですと学校に通学されている下野目の方は、あそこからもう一本南側の町道のほうを歩いて自転車で通っていただいております。通学路になっているのはそちらということで。

ただ、冬場については除雪しておりませんので、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○委員長（木村哲夫君） よろしいですか。そのほかございますか。（「なし」の声あり） ないようですので、小野田支所及び宮崎支所の決算審査についてはこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。

それでは、担当課の入替えのため暫時休憩いたします。

それでは、10分ほど休憩を入れさせていただきますので、皆さん、2時10分再開ということ
でよろしくお願ひします。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○委員長（木村哲夫君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、建設課の決算審査を行います。

審査に先立ち、所管する決算の概要の説明をお願いいたします。

○建設課長（村山昭博君） 本日、建設課5名で説明させていただきます。よろしくお願ひしま
す。

それでは、令和3年度決算所管事業概要説明をさせていただきます。所管部署、建設課にな
ります。

一般会計、歳入、14款1項4目土木使用料、決算書19ページになります。1節の道路使用料
の決算額は736万1,000円で、前年度対比。すみません、資料のほう単位を間違っておりました
ので訂正お願ひします。117万2,000円の増となっています。これは現在、電柱、電線などの道
路区域内の占有物件に対する占有料で、令和2年度決算同様、風力発電事業に伴う地下埋設
ケーブル等の占有許可により歳入増となっております。

次に、15款1項3目災害復旧費国庫負担金になります。

決算書は22ページになります。

1節の公共土木施設災害復旧費負担金707万8,000円は、令和元年度台風19号の災害復旧事業
として、令和2年度に実施した工事の増工分に係る追加負担金436万4,000円並びに歳出の11款
災害復旧費の土木災害復旧費、事故繰越分として実施した工事に係る国庫負担金271万4,000円
となっております。

次に、15款2項4目土木費国庫補助金、決算書24ページになります。1節の住宅費補助金
502万3,000円は、歳出の8款土木費5項住宅建設費の木造住宅震災対策事業並びにブロック塀
除却事業に充てられております。2節の道路橋梁費補助金の決算額は1億5,990万6,000円で、
前年度対比2,851万3,000円の減となっております。こちらは歳出の8款土木費の道路整備、橋
梁修繕、都市計画道路の変更に係る事業及び除雪機械導入のほか、昨年度の大雪に伴う道路除
雪に要した分として配分を受けているものです。

次に、15款3項3目土木費委託金、決算書26ページになります。1節の河川費委託金31万

2,000円は、前年度対比で24万3,000円の減となっております。こちらは、ダム対策事業として国と地元との連絡調整等で町職員が業務に要した分などについて、鳴瀬川総合開発工事事務所の算出に基づき配分を受けているものです。

次に、16款2項6目土木費県補助金、決算書は29ページになります。1節の住宅費補助金の決算額は214万円で、前年度対比69万9,000円の増となっており、木造住宅震災対策事業に充てられているものです。

次に、16款3項2目土木費委託金、決算書は31ページになります。1節の河川費委託金の決算額は889万5,000円で、前年度対比49万4,000円の増となっております。こちらは、多田川・田川堤防除草、漆沢ダム環境整備、深川・賀美石樋門管理に充てられております。

次に、17款2項3目出資による権利売払収入、決算書は33ページになります。3目の出資による権利売払収入51万9,000円は、一般財団法人宮城建設センターの基本財産として平成8年に旧3町において拠出した出損金であり、同センターの運営の見直しに当たり拠出時と同額が返還されたものです。

次に、22款1項4目土木債になります。

決算書は45ページになります。

1節の道路橋梁事業債の決算額は2億5,060万円で、前年度対比7,700万円の減となっております。こちらは歳出の8款土木費の道路整備、橋梁修繕及び除雪機械導入等に充てられております。

次に、22款1項8目災害復旧債、決算書は46ページになります。2節の公共土木施設災害復旧費の決算額310万円は、歳出の11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費に充てられております。

次に、歳出になります。

8款1項1目土木総務費、決算書140ページで、成果表は288ページになります。土木総務費の決算額は4,144万2,000円で、前年度対比330万6,000円の増となっております。主な内容は職員人件費のほか、町道敷きにおける道路境界確定及び登記のための業務や、加美町長が会長となり宮城県及び岩手県の5市5町1村で構成している国道457号整備促進期成同盟会のほか、町に関連する国県道の整備促進を図るための各協議会負担金などとして13万8,000円を支出しております。

次に、8款1項2目1細目公園管理費（中新田地区）になります。公園管理費の中新田地区分の決算額は2,891万9,000円となっておりまして、前年度対比1,938万3,000円の減となってお

ります。減額の主な要因は、前年度、令和2年度において、あゆの里公園内にあるテニスコートの修繕工事を行った分の差額となっております。主な事業内容としましては、公園管理委託など22件、2,683万5,000円で、芝生樹木の植栽管理並びにトイレ清掃、浄化槽管理を行っております。

次に、8款2項2目1細目道路維持費（中新田地区）になります。

決算書は143ページから、成果表は294ページからになります。

道路維持費の中新田地区の決算額は1億3,698万1,000円で、前年度対比2,916万円の増となっております。増額の主な要因は、近年では珍しく大雪となった一昨年度以上に降雪があり、道路除排雪費用がかさんだことによるものです。主な事業内容としましては、直営では難しい道路修繕等につきまして、工事請負並びに業務委託により車両や歩行者の安全な通行確保を図っており、令和3年度では町道宮城線舗装修繕工事など、44件で906万3,000円の維持修繕工事を行っております。除雪費につきましては、直営及び業務委託のほか排雪作業並びに燃料費、修繕料などを含め7,446万5,000円の支出となっております。また、除雪事業の備品購入では、社会資本整備総合交付金を活用して宮崎地区の除雪機械1台の更新を1,886万5,000円を実施しております。

○委員長（木村哲夫君） 課長に申し上げます。手短に詰めていただいております。

○建設課長（村山昭博君） 次に、8款2項3目道路新設改良費、決算書146ページから、成果表303ページからになっております。道路新設改良費の決算額は3億2,749万4,000円で、前年度対比8,117万9,000円の減となっております。

次に、8款3項1目河川総務費、決算書147ページ、成果表は306ページになります。河川総務費の決算額は548万6,000円で、例年どおり宮城県から受託業務として一級河川多田川及び田川の堤防除草業務などを実施しております。

次に、8款3項2目ダム対策費、決算書148ページ、成果表307ページからとなっております。ダム対策費の決算額は5,280万1,000円で、前年比1,123万8,000円の減となっております。

次に、8款4項1目都市計画総務費、決算書148ページから、成果表309ページとなります。都市計画総務費の決算額278万8,000円の主な事業内容としましては、令和2年度より事業繰越しをした都市計画道路の見直し調査業務で実施しているものです。

次に、8款5項2目住宅建設費、決算書は151ページ、成果表は312ページとなっております。住宅建設費の決算額1,098万2,000円の主な事業としましては、地震災害から家屋を守るために継続実施しております木造住宅耐震対策事業などを実施しているものでございます。

最後に、11款2項1目土木施設災害復旧費、決算書213ページから、成果表466ページからとなります。土木施設災害復旧費の2,336万6,000円は、令和3年6月16日の大雨に伴う7路線8か所の災害復旧工事と、令和元年台風19号により、のり面崩壊等の被害を受け事故繰越して実施をしてきた町道胆沢線の道路災害復旧工事の分となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（木村哲夫君） 課長、ご協力ありがとうございました。

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） 時間が決められておりますので、早く手を挙げました。

決算書143ページ、成果表296ページ、中新田地区の除雪費について伺います。

一昨年だったか昨年の決算審査だったか、前の長田課長にもお願いしておいたことだったんですが、町内の中新田地区の住宅街の除雪について、細い裏道といったところの除雪作業について、令和3年度、対策を講じたものかどうか。私がお願いしたのは、たしか住宅の中の空き地などを利用して雪を寄せさせてもらう場所を確保してはどうかと、雪が降る前に除雪作業に当たる作業員の講習あるいは研修などを行ったかどうかというようなお願いをした経緯がありました。当時の長田課長は検討しますという答弁をいただいておりますが、そのことが実施されたかどうか。

同じく151ページ、成果表312ページ、ブロック塀等除去事業548万5,000円。大阪の事故を受けてブロック塀の除去、撤去、点検等が行われたかと思うんですが、今現在残っているものがあるかどうか、令和3年度で完結したものかどうか、この2点についてお願いします。

○委員長（木村哲夫君） 副参事兼公園道路維持係長。

○建設課副参事兼公園道路維持係長（川村清崇君） 副参事兼公園道路維持係長、お答え申し上げます。

委員さんご指摘のように、昨年度は大雪に見舞われまして、中新田地区の住宅地、城内地区であったりとか、作業員さんは除雪、雪の置場に大変苦慮しました。現在、何か所か空き地ピックアップをしております、除雪が始まる前に除雪がスムーズにいくように交渉する予定であります。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 課長補佐兼建築係長兼ダム推進係長。

○建設課参事兼課長補佐兼建築係長兼ダム推進係長（佐藤嘉一君） 課長補佐兼建築係長兼ダム推進係長、お答えいたします。

令和3年度で通学路13件やっております、その中で通学路に該当する要危険ブロックとい

うことで、そのうち7か所除去を行っております。まだ終わっていないといいますが、申請主義なものですからまだ終わっていないところもありますけれども、昨年度については、通学路で危険なところの7か所除去は終わっているところでございます。

○委員長（木村哲夫君） 4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） 今年については空き地を探して予定しているということなのですが、去年の実績はどうだったかというところをもう1回お願いしたいと思います。

やはり大雪が降るか降らないかというのは、これは分からないことでもありますので、備えあれば憂いなしと言いますので、しっかり今年については実施していただきたいですというのが1つ。

それから、成果表で見るその13件のうち7か所ということですよ。実績が13件ということじゃないんですよ。13件あるうち7か所が終わったということですよ。これについては引き続きなのだと思いますけれども、13件分決算でなっていて7か所しか直っていないという実情について、今後どういうふうになるのか。決算では13件分なんでしょうから。この辺の状況をお願いします。

○委員長（木村哲夫君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

ブロック塀のほうについてちょっとお答えします。

令和3年度で実施した13件のうち、平成30年度に危険ブロック塀のスクールゾーン内の調査ということで実施をしております、前年度13件のうち、スクールゾーン内にあつて申請されて除却された方が7件だということでございます。

○委員長（木村哲夫君） 除雪は。公園道路維持係長。

○建設課副参事兼公園道路維持係長（川村清崇君） 副参事兼公園道路維持係長、お答え申し上げます。

空き地のスペースなんですけれども、令和3年度におきましても何か所か確保はしてはりましたが、それ以上に雪が降りましたので、今年はそのようなことがあっても対応できるように何か所かピックアップしているところでございます。

○委員長（木村哲夫君） 4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） 最後です。

前回は長田課長に答弁していただきましたので、村山建設課長に最後に答弁いただきたいんですが、業務が大変繁忙しているのはよく分かっておりますが、降ってからでは遅いので、こ

の除雪に対しての思い、答弁願います。

○委員長（木村哲夫君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 除雪に対しての思いということですが、冬になるととても気持ちが悪くなっているんですが、例年ですと、早朝に掃いて、昼間ちょっと交通量が多くなる、事故の可能性が高くなるということでなかなか出動させていなかったということはあるんですが、ちょっとここ近年、昼間に降る雪の量が大分多くなってきたなということで、ちょっと昼間の出動も検討しております。

あと、これはちょっと実現するかどうかはまだあれなんですけれども、今、昨年度とかよく通学路沿いの歩道の除雪が間に合っていないということで大分お叱りいただきましたので、今年の春先から実はその町なかの区長さんのほうにちょっと相談させていただいてまして、ただ国道沿いだったり色麻下多田川線線だったり交通量が多いところの歩道は危ないので避けているんですけれども、ちょっと町なかの歩道で行政区に委託をして少しずつ除雪をやっていただけないかなというところで、あともう少ししたら区内の回覧とか、今、城内と南町と岡町と西町の区長さんのほうにちょっといろいろご相談させていただいております。以上でございます。

○委員長（木村哲夫君） そのほか。8番伊藤由子委員。

○8番（伊藤由子君） 今の関連で、毎年、郵便局前の通りといいますか西町、十日市、あの辺の近辺の人たちの苦情で、除雪した雪を置く場所に困っていると。家がみんな密接しておりますし、道路と家の前のスペースが少ないものですから除雪した雪を置く場所がない、それを集めてもらえないとか、除雪を日中もして集めてもらえないとかという多分要望の電話があったり、あと私も通るたびにいろいろな方から相談を受けたりしていたんですが、そういうことについて、今年というか、去年のことを参考にしながら今年は何かちょっと検討したことがあるのかどうか、見通しとしてどんな状況にあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（木村哲夫君） 公園道路維持係長。

○建設課副参事兼公園道路維持係長（川村清崇君） 公園道路維持係長、お答え申し上げます。

なかなか日中、宮崎地区とか小野田地区であれば交通量が少ないので除雪は可能なんですけれども、どうしても中新田地区の町なかですと人通りがあったりとか大変危険ですので、日中はなるべく機械で掃かないようにはしているんですけれども、それが積み重なって凍ったりとかしてどんどん積もり重なったという去年の反省点がございまして。排雪等も考えて、今年度以降の対応を考えたいと思います。

○委員長（木村哲夫君） よろしいですか。そのほかございますか。10番三浦英典委員。

○10番（三浦英典君） 最近、大雪が降る年が多いんですけども、今の段階で防雪柵の増設の要望というのは大分来ているんじゃないかと思うんですけども、この辺は毎年、建て込み、あるいはいろいろとお金もかかるんですけども、この辺の要望に応えられるものかどうか、ちょっとお伺いします。

○委員長（木村哲夫君） 公園道路維持係長。

○建設課副参事兼公園道路維持係長（川村清崇君） 公園道路維持係長、お答え申し上げます。

防雪柵は大変有効的なものですが、視界が悪くなったりとか日当たりが悪くなったりとかちょっとデメリット的な部分もありますので、近くの状況や、あと区長さんたちに相談して、もし必要があればあとちょっと検討したいなと思っています。

昨年度の大雪に見舞われて、除雪してほしいとか家の前に雪が置かれたという問合せはありましたけれども、防雪柵の設置に対する問合せはなかったです。以上です。

○委員長（木村哲夫君） よろしいですか。そのほかございますか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、建設課の決算審査については、これで終わりたいと思います。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、担当課入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時34分 休憩

午後2時38分 再開

○委員長（木村哲夫君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、ひと・しごと推進課の決算審査を行います。

審査に先立ち、所管する決算の概要について簡単に説明をお願いいたします。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） 本日、ひと・しごと推進課5名で説明に対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、ひと・しごと推進課が所管をしております事業の概要についてご説明をさせていただきます。

まず歳入、15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金になります。1節総務管理費補助金の地域少子化対策重点推進交付金21万7,000円につきましては、令和3年度から新たに取組をいたします移住定住促進費の加美町結婚新生活支援補助金に充当してございます。

地方創生推進交付金につきましては、前年度比66万2,000円増額の274万4,000円となっており、まちづくり推進費の官民協働による住民主体のまちづくり推進事業、空き家対策事業のこの2つに充当してございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、前年度対比で2億9,575万5,000円の減額の2億6,082万9,000円となっております。こちらは町内におけます感染症拡大防止、住民や事業者等への支援、ウィズコロナ、アフターコロナに対応したコロナに強い地域づくり事業、そして教育の充実に活用してございます。

こちら新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰越明許費1,464万4,000円につきましては、令和2年度からの繰越事業となります2款1項16目のワーケーション活用推進事業、農業経営安定支援事業、テレワーカー向けサービス環境整備事業及び10款1項3目のGIGAスクールサポート配置支援事業に充当したものでございます。

地方創生テレワーク推進交付金につきましては2,608万2,000円となっており、2款1項16目3細目のコロナに強い地域づくり事業の空き家を活用した暮らしと働き方のローカルシフト推進事業に活用してございます。

続きまして、18款寄附金1項1目1細目総務費管理費寄附金のまち・ひと・しごと創生応援寄附金1,850万円につきましては、本町が実施をいたします地方創生の趣旨に賛同いただきました合同会社JRE宮城加美、株式会社小林機械、株式会社モンベルからの企業版ふるさと納税として支援をいただいております。こちらにつきましては、荒沢自然館の木道等修繕工事に250万円、移住定住の推進費のターゲット20の4事業のほうに449万円を活用し、残り1,151万円につきましては地方創生推進基金に積立てをしてございます。

続きまして、歳出、2款総務費1項14目まちづくり推進費の決算額につきましては418万3,000円、対前年度比で118万2,000円減額してございます。主な要因といたしましては、集落支援員の報酬179万8,000円の減額などによるものでございます。

続きまして、2款総務費1項15目1細目移住定住促進費の決算額につきましては6,133万3,000円であり、前年度対比で1,866万3,000円増額してございます。主な要因といたしましては、地域おこし協力隊募集業務委託355万8,000円の増、ターゲット20事業で532万6,000円の増、地方創生推進交付金積立金1,151万円の増などによるものでございます。

この中で、地域おこし協力隊事業につきましては、継続隊員3名、新規任用隊員2名の計5名が活動に従事してございます。

定住促進事業につきましては、ファミリー住ま居る住宅補助金は、町内在住世帯が11世帯の

44名、町外からの転入世帯が20世帯63名、合計で31世帯107名に2,370万円を交付してございます。

3つ目といたしまして、移住推進事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまず首都圏向けの宮城県移住セミナーの開催につきましては、全てオンラインに切り替えて実施をしてございます。また、大手就農転職サイトの運営会社が主催をいたします就農フェア、こういった県内の会場に絞って出展をさせていただきました。合計で5回の移住セミナー、相談会を開催し、延べ133名から相談を受けてございます。

また、令和3年度から、新たな取組といたしまして20代までの若者の移住定住及び地元就職を促進するためのターゲット20事業では、奨励金返還支援補助金、移住促進家賃補助金、ふるさと就職奨励補助金、新婚生活支援補助金の4つの事業によりまして合計62件の申請を受け付け、14人の移住につながってございます。

2細目総合戦略事業の決算額は4万4,000円となっており、こちらにつきましては総合戦略審議会委員の報酬4万1,000円が主なものになってございます。

続きまして、3細目空き家対策事業費の決算額につきましては533万8,000円となっております。令和3年度からひと・しごと推進課のほうが所管をし、空き家の適正管理に努めてございます。

主な事業といたしましては、空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家の実態調査を実施いたしまして、平成27年度調査よりも39件多い456件の空き家の存在を確認してございます。

また、これまで町で行ってございました空き家バンクの運営の一部を民間の事業者へ委託をいたしまして、ホームページを刷新したことでオンラインでの登録相談が可能となっております。令和3年度につきましては、85件の相談を受付してございまして5件が成約してございます。

また、利活用可能な住宅を空き家にしないための取組といたしまして、空き家相談会及び講演会を令和3年度初めて開催をさせていただきました。相談会につきましては6回開催をし64人が相談に訪れ、講演会は2回開催し11人が参加してございます。

続きまして、2款総務費1項16目3細目コロナに強い地域づくり事業でございます。

こちら1つ目の事業といたしまして、産業連関表の作成業務の決算額は260万5,000円となっております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けております地域経済につきまして、各産業分野における地域内の経済波及効果を分析いたしまして、地域内の生産性向上に向けた取組、企画立案の調査業務を行ってございます。

2つ目といたしまして、空き家を活用した暮らしと働き方のローカルシフトの推進事業の決算額は4,400万5,000円となっております。地域課題の解決と関係人口の創出を促します地方創生テレワーク推進に向けた基盤づくりを行っております。

その内容といたしましては、小野田地区と宮崎地区に民間事業者が行いますサテライトオフィスの整備補助金3,240万円と、その整備をしましたサテライトオフィスですとか空き家、空き店舗への企業進出を促しますサテライトオフィス誘致支援業務委託料770万円、若者の地方就職と地域企業の課題解決に取り組む地方創生インターンシップ業務委託料242万円を実施しております。

3つ目といたしまして、コロナ禍における文化芸術活動再開支援事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けております文化芸術活動の再開支援をする取組といたしまして、決算書70ページ、成果表88ページの伝統産業・文化芸術活動PR業務委託の決算額といたしまして236万5,000円実施しております。こちらは国立音楽院宮城キャンパスの弦楽器工房立ち上げに向けましたコンサート開催と、弦楽器作成過程を映像化しましたPR動画の作成を行っております。また、決算書71ページと成果表89ページにあります文化芸術活動再開支援事業の236万5,000円の決算額につきましては、国立音楽院宮城キャンパスの学生が運営をいたします月一ライブの開催ですとか、映像配信の環境整備等を行ったものでございます。

4つ目といたしまして、ポストコロナ地方移住推進事業は決算額480万円となっております。コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けることのないよう、本町への学生移住者を安定的に確保するため、集合住宅の整備に取り組む事業者、国立音楽院の支援をしたところでございます。こちらにつきましては、資材の入荷に遅延が生じておりまして120万円を令和4年度に繰越しをしております。

6細目テレワーカー向けサービス環境整備事業は、令和2年度からの繰越明許費になります。こちらの決算額は328万9,000円となっております。旧旭小学校小学校の利活用に向けたWi-Fi整備工事費163万9,000円と、テレワーク用の備品購入費165万円で机、椅子等の事務機器を整備いたしまして、サテライトオフィスとして運用ができるよう環境整備を行ったところでございます。

続きまして、第5款労働費第1項第1目労働諸費の決算額につきましては42万9,000円となっております。前年度対比297万4,000円減額をしております。こちらは、新規学卒者雇用奨励金事業の終了によりまして300万円の減額となっているものでございます。

最後に、第7款商工費第1項第4目企業立地対策費の決算額は113万4,000円となっております。

す。現在、新型コロナウイルスの拡大の影響によりまして宮城県の企業立地セミナーの中止ですとか、緊急事態宣言等によりまして県外への移動等が規制されたことによりまして、県外企業の訪問ができない状況に令和3年度はございました。

企業立地推進事業につきまして、本町企業立地の産業構造を成すこれらの各種産業といったところを中心に、電話ですとか電子メール等々に情報の強化に努めながら、町内企業と県外企業との橋渡し役も行ってございます。今回の新型コロナウイルス感染症拡大に歯止めがかからない中にありましても、高度電子機械産業ですとか食品産業といったところの需要拡大の動きもございます。町内事業所のほうからは工場増設に向けた相談を受けておりまして、各種補助金の活用、雇用創出に向けた支援も行ってございます。

ひと・しごと推進課の事業概要については以上になります。よろしく願いいたします。

○委員長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子委員。

○8番（伊藤由子君） きっとたくさんあると思うので、先に言わせていただきます。

大きな項目では2点。最初に、移住定住促進費。

○委員長（味上庄一郎君） ページ数をまずお願いいたします。

○8番（伊藤由子君） 決算書66ページ、成果表53ページに広範囲にわたって書かれてありますが、主に移住促進事業についてなんですけど、とても興味と関心を持たせられた事業がたくさんありました。

ターゲット20の事業で奨学金返還支援補助金とかふるさと就職奨励補助金、それから結婚新生活支援補助金、それから4つですか、奨学金返還支援補助金の4つの事業も成果表にも書いてありますが、ちょっとその辺の状況、1つ具体的なものを挙げて、奨学金返還支援補助金について14件中幾らだったとかと書いてはありますが、その辺の説明をもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

それから、最初のほうにまちづくり推進費のところを書いてあるんですが、有償ボランティアの仕組みづくりや地域交通の在り方について検討を進めていますとありますが、この有償ボランティアの仕組みづくりについての検討の進捗状況についても、ちょっと今までの体験を踏まえながら話していただけたらと思います。お願いします。取りあえず。

○委員長（木村哲夫君） 主幹兼政策推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長（菅原敏之君） 政策推進係長です。

私のほうからは、奨学金返還支援についてご説明をさせていただきます。

内容としましては、前年度に返済しました奨学金の3分の2、上限を20万円と設定させていただいて、継続する最長5年間、支給をしたいと思っております。ターゲット20という名前が示すとおり、20代までといったところで30歳で打切りというような制度でございます。令和3年度、初めてこの制度を設けまして、今回、交付件数は14件です。

年齢でいいますと、20代前半が6名、後半が8名というような状況でございました。

前住所地で見ますと、町内の方が8名、町外の方が6名となっております。ただ、この方たちはもう既に町内で勤務して働いておりますので、令和3年度時点ではもう既に町内に、さらに令和2年度時点でも町内にいるような方ではございますが、大学生とかそういったような関係で、前住所地としましては町外の方が6名というような状況でございました。

なお、勤務地としましては、町内の勤務地が6名、町外の方が8名というような状況でございます。

最終学歴としましては、大卒の方が6名、短大卒の方が4名、専門学校の方が1名と、あとちょっと最終学歴が書類の中では分からない方が3名ほどいらっしゃいましたが、こちらは提出していただく書類の中にちょうどそのところには書いていないような状況だったので、確認を取ってはございません。ただ、その方の3名の奨学金につきましては、町の育英資金を利用している方というような格好でございます。なお、ちなみに育英資金を利用している方は4名というような状況でございました。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 主幹兼協働推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼協働推進係長（大河原聖絵君） 協働推進係長でございます。よろしく願いいたします。

2点目の旭地区の地域力向上支援事業内での有償ボランティア、それから地域交通の勉強会といったところでのご質問かと思えます。お答えいたします。

旭地区につきましては、令和3年4月の総会にて旭地区地域運営組織準備委員会と宮崎西部地区コミュニティ推進協議会が統合する形で、令和3年4月から地域運営組織としてスタートしております。

その中で、ご質問のあった部分につきましては、60代中心で生活支援等の地域課題解決に取り組んでいただいている1日家族応援隊の活動かと思えます。1日家族応援隊につきましては、地域運営組織設立前の令和2年度に住民アンケートも取っているんですけども、その結果を基にして地域の支え合いについて検討しておりますが、令和3年度につきましては、それをさらに詳しいニーズ調査ということで、令和3年度前半にメンバーが各地区の高齢者宅を訪問

して必要なサービスについて聞き取りを行っております。

その後、やはり草刈りや除雪などの有償ボランティアから始めたいというようなことで、ただ有償となりますと、その進め方、お金を取ったときの法人税とかそういったこともありますので、令和3年度については検討ということでしたところでございます。

さらに、ニーズとして、移動それから買物支援というところでもかなりニーズがあったということで、令和3年度は、会議を持ったことと、それから協働のまちづくりについてのアドバイザーをしていただいている岩手地域づくり支援センターの事務局長さんが地域交通の専門家ということで、その方を一度呼びまして旭地区の課題とともに地域交通の在り方といったところを勉強したところでございます。

そういった勉強、それから検討を基にして、今年度は、お試的な事業ということで買物支援、それから研修を兼ねたイベント的な事業を既に一度開催しておりますが、もう一度10月に企画しているようございます。

また、草刈りと除雪のボランティアも、行く行くは有償でというところなんですけれども、今年度については無償でひとまずやってみようということで取り組んでおられるところです。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 伊藤由子委員。

○8番（伊藤由子君） さっきの質問に1つだけ落としたので、もう一度。プライベートツアーについてもちょっと詳しく、成功した4組ぐらいが参加したかと思うんですが、それについてもちょっと説明を付け加えてお願いします。

それから、今の有償ボランティアの件なんですけど、とても私これは将来的に加美町に必要な事業だなどと思ってまして、旭地区だけでなくほかの地区にも需要があるんじゃないかと思っています。それで、草刈りと除雪は、今回は有償ではなくて無償で行ったようなんですが、草刈り、除雪、それから買物支援、これはもうほかの地区にも該当すると思うので、今後、検討を重ねて進めていっていただきたいなと思います。

じゃあ、さっきのプライベートツアーについて説明と、それから大きな項目2点目の質問ですが、コロナに強い地域づくり事業、決算書70ページから72ページ、成果表84ページから91ページ、それについての小さい項目でいうと、コロナ禍における文化芸術活動再開支援事業なんですけど、ページは成果表だと88ページから89ページで、決算書は同じページです。この文化活動、芸術活動のコロナ禍で落ち込みがちなこの分野に光を当ててやったことはとても私は重要なことだなどと思ってますが、この中のずっと加美町の歌をつくるとか、それから打刃物の

動画をつくるとか、そういう具体的に形になったものが幾つかあるんですが、そのことについてどういう場でそれを活用していくのか、今後の展開についてお伺いします。

○委員長（木村哲夫君） よろしいですか、今の除いても。

まず、プライベートツアーと、あと有償ボランティアの件、主幹兼移住定住推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼移住定住推進係長（佐藤順子君） 移住定住推進係長でございます。よろしく願いいたします。

私のほうから、決算書66ページ、プライベートツアー委託料11万7,670円につきまして、成果表57ページを基にご説明させていただきます。

今回、令和3年度、3組のプライベートツアーを実施いたしております。内容につきましては、加美町に実際来ていただいて、私どもがツアーを組んで一緒に回って加美町をご案内するというような内容でございます。

お1組目の方につきましては、10月16日に行いましたオンライン女子会に参加してくださった方でございます。そこから加美町への体験ツアーに流れてくださった方で、男女お2人でいらっしゃって下さいました。仙台と新潟にお住まいの方だったんですけれども、仙台で就職を考えているが、もう少し田舎でもいいんじゃないかというようなところで加美町を選んでくださったようでございます。お2人で参加いただきまして、施設の案内ですとかアウトドアの体験、それから太鼓が趣味の方でしたので、地域の太鼓の会の会長さん等に会っていただいたりしておりました。この方につきましては、4月1日から加美町のほうに移住をさせていただいております。お1人移住をさせていただいております。

次の方なんですけれども、こちらの方は地域おこし協力隊に興味がありまして加美町を知った方でございます。福島にお住まいの女性の方で、協力隊の募集は締め切ったんですけれども、ぜひ加美町へ来てみたいということでおいでくださいました。その当時、グリーンツーリズム推進協議会に係る協力隊の募集がかかっておりましたので、そちらの会議の方と面談をしていただきました。あとは賃貸物件の見学、協力隊との交流というのをさせていただきました。この方につきましては、今のお仕事をそのまま福島のほうで続けさせていただいております。

3人目でございますが、こちらは東京からご参加いただきました方です。国立音楽院宮城キャンパスに興味があるということで、バイオリンの製作をしている方でございます。この方も国立音楽院のイベントに合わせてご来町いただきまして、イベントの見学、あとは住むところ、住居の見学等をしていただいております。この方につきましても、5月1日から協力隊として町のほうに音楽の振興の隊員として来ていただいております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 協働推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼協働推進係長（大河原聖絵君） 協働推進係長です。有償ボランティアの件についてお答えをいたします。

委員さんおっしゃられましたとおり、旭地区だけではなく、やはり草刈り、除雪、買物支援といったところは課題として捉えられているところと考えております。ひと・しごと推進課主幹の事業ではないのですが、地域包括支援センターのほうで行われている生活支援体制整備事業の協議体のほうに、当課からも私が担当として出席させていただきまして、こういった旭地区の取組といったところも、いろいろな地区の民生委員さん等も、あと社会福祉協議会をはじめ商工会、農協といったような関係機関の方々もいらっしゃるところで、こういった取組についてご説明をさせていただき、情報共有しているところでございます。

今のところは、そういったところから地道にほかの地域でも考えていただくことなのかなと思っております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） もう一つ、コロナ禍における文化活動ということで、ひと・しごと推進課でよろしいですか。政策推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長（菅原敏之君） 政策推進係長です。

ご質問のところの歌と打刃物については産業振興課のほうになるんですけども、ご質問はそちらの内容ですか。それとも、当課のほうの。（「関係するところの」の声あり）失礼しました。

それでは、当課のほうで担当しております音楽のまちというようなところで、まずは委託業務の関係でございますが、こちらのほうは国立音学院の宮城キャンパスさんのほうに委託をさせていただきまして、コロナ禍においても関係人口の創出、それからイベントの再開といったところをテーマとしまして、バイオリンの製作にちょっとスポットを当てまして、その製作のドキュメンタリー動画、それと日本人の作家が作った楽器を日本人の演奏家が演奏していくというようなイベントを開催させていただき、それを一本の動画にまとめさせていただき、その動画につきましては町のホームページとかで掲載をさせていただいているところでございます。

イベントにつきましては、こちらの成果表にも記載したとおりでございますが、26日に品評会を行いまして、27日に演奏会を実施しております。来場者261名のうち、90名が町内の方で、残りの170名というのが町外の方でございました。

アンケートのほう拝見させていただきましたが、コロナ禍といったところでこういったイベントを開催してくれてとても感謝しているというような意見のほかに、まず、弦楽器の製作者

の意図と演奏家の意図が伝わるようなイベントというのは、これはもう初めて体験するものだと
いったもので非常に喜ばれておりました。また、それがこの音楽のまち加美町で行われている
ということが、ほかの市町村から来た方にとっては非常にうらやましいというようなコメン
トが非常に多かったです。一方で、このイベントを何で開催したんだとかというような否定的
な意見というのは、頂いている資料の中では見受けることはできなかったかなと思っておりま
す。

今年度も同様の事業を継続して実施をする運びでございますので、イベント内容が固まりま
したら皆様にご案内できればと思います。

○委員長（木村哲夫君） 伊藤由子委員。

○8番（伊藤由子君） 産業振興課にはほかの場で聞こうと思っておりますが、せっかくできたも
のの活用についてたった一度でもったいないので、例えば、学校で使うとか社会教育のほうで
使うとか、どんどんそれを生かしていくという活用の仕方を考えていってほしいなど。希望で
す。お願いします。

○委員長（木村哲夫君） これは教育委員会のとときに要望をして。

○8番（伊藤由子君） でも、念頭にないと駄目なので。

○委員長（木村哲夫君） じゃあ、一応返答いただきたいということなんですね。政策推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長（菅原敏之君） 本イベントを通しまして、小学校で
すとかにアウトリーチ活動も実際に行っております。そこで初めて小学生とかが弦楽器に触れ
たと、生の音も初めて聞いたというようなこともありまして、そちらのほうの感想も大変喜ば
れていたということもあります。また、これがプロの演奏家もしくはプロの製作者の言葉を聞
くということがキャリア教育のほうにもつながったというような例もありますので、今後、教
育委員会さんのほうとも情報共有しながら、引き続きそういった展開ができるように調整して
いきたいと思っております。

○委員長（木村哲夫君） そのほか。4番味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） 決算書70ページ、成果表85ページです。

ちょっと成果表を見てもいま一つ私の頭では理解できないところがありますので、委託料の
産業連関表作成業務260万5,000円の内容について、もうちょっと分かりやすく詳しくお願いし
たいと思っております。

それから、72ページ、成果表91ページ、ポストコロナ地方移住推進施設整備事業は、大門の
ところの住宅に関することだと思うんですけども、こちら入居者は書いてありますけれども、

令和3年度になるのかな、令和3年度だと去年の4月ですね、町内の教育事業者、要は上多田川の施設かと思いますが、新規の入学者というんですか、人数をお願いいたします。この施設整備をしたことによる効果についてお願いいたします。

それから、もう1点です。134ページ、成果表276ページ、本来の今のひと・しごとの前身であった企業立地推進室の仕事についてなんですが、企業立地効果については、県内外企業との技術連携や生産連携の橋渡し役を行い、さらなる雇用創出と地域経済の発展に努めたとありますが、こちらの実績についてお願いいたします。

○委員長（木村哲夫君） 政策推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長（菅原敏之君） 政策推進係長です。

私のほうから、まず1点目の産業連関表作成業務でございます。まず、こちらのほうにつきましては、地域経済の活性化、お金の循環というようなところの観点を踏まえまして、限られた財源の中で効用の高い施策を展開していくために、まず今現在、地域経済といったものがどのような関係性があるのかといったようなものを分析した基礎資料をつくらせていただきました。その基礎資料となるものがこの産業連関表でして、町内で生産されます財、それからサービスというものの流れといったようなものを可視化していくようなものでございます。

この可視化の流れにつきましては、委員の皆さんも、昨年、RE S A S研修を実施されたかと思えます。その中で、地域の経済循環率が68%とかそういうようなお話とか、地域の特化係数、例えば、林業が物すごく高い地域の中の生産額、これは食料品が一番高いとか、そういったところを勉強されたかと思えます。今回は、それが生産額はどのように、例えば、食料品でいいますと年間で233億円生産されていますが、それを生産するに当たってほかの産業にどれだけの影響が及ぼされているのかといったようなものを一覧表といえますか、そういうような形で見えるものが産業連関表でございます。その中で、産業連関表を作成する中で、加美町の産業の強みですとか特徴といったものがつかめましたので、続きまして地域経済循環分析といったようなものをさせていただきました。

この地域経済循環分析といったようなものは、まさに地域内にお金がどれだけ流れているかといったようなものを分析するもので、専門用語で大変申し訳ございませんが、ローカルマルチプレイヤー3と呼ばれている調査でございまして、地域にお金が入ってきてから3巡目までのお金の流れを調査して、どの程度地域に経済が波及しているかといったようなものを分析するようなものでございまして、その中で、町のほうとしまして観光業ですとか農林業、製造業における経済の波及効果といえますか、経済の循環度合いについて調べさせていただいたとこ

ろでございます。

そして、3点目としまして、これらの分析をした調査の内容を職員と共有をしていこうと、さらには町内の事業者さんとも共有をしていこうというようなことで、この点につきましては今年度への繰越事業となっておりますが、今月の26日に中新田公民館を会場にしまして、こちらの地域経済分析に関する研修会を開催する運びとなっております。内容のほうは大体固まってはいるんですけれども、改めて委員の皆様にもご案内をさせていただきたいと思っております。その中で詳しい説明とかがあると思っておりますので、ぜひ聴講に来ていただけたらと思っております。

2点目のこちらはポストコロナ移住推進施設整備の補助金でございます。こちらはコロナ禍における事業者支援というような位置づけで捉えてございます。今回、その対象としまして地方移住に資する取組を行っている教育事業者として国立音楽院さんを事業の対象としたところでございまして、事業費の2分の1、上限を600万円と設定した補助金でございます。

なお、こちらを支給する背景といたしましては、平成27年12月3日に国立音楽院さんと立地に関する基本協定を結ばせていただいております。その中で、国立音楽院さんが町内に学生寮等を整備する際には町のほうも支援を行いますというような覚書を結ばせていただいております。今回、事業者支援という名目でコロナの交付金を活用させていただきまして、その約束を果たさせていただいたというようなことでございます。

また、それによりまして、令和4年度、今年度は33名の学生が入学しまして、そのうちの9名がこちらのアパートを使っております。

また、さらに来年度の入学生徒につきまして、今現在16名の入学生徒が願書を提出しております。

また、その学校説明会にも私、何回か同席させていただいておりますが、やはり自分たちで持っているアパートがあるといったようなところの説明が親御さんにとっては非常に説得力が強いと。そして、さらに立地の環境が目の前にヨークベニマルがある、さらには仙台行きの高速バスというような生活に関するインフラが整っているというようなこともありまして、これまで以上に親御さんに対する訴求力は増しているものではないかなと思っております。以上です。

○委員長（木村哲夫君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長でございます。

企業立地推進事業にございます技術連携ですとか生産連携の実例について、ご紹介をさせていただきます。

3つほどご紹介をさせていただければと思いますけれども、現在、コロナ禍の状況によりまして、町内の事業者さんのほう等々で生産設備の改築あるいは入替えといったものをしようとする際に、海外の製品ですとか、あるいは首都圏の事業者さんのほうでそういった生産設備をこれまで担っていたという例が結構たくさんございます。そういった中で、なかなか物が外から入りづらい、あるいは人の往来がなかなか規制をされているという状況で、町内の事業者さんのほうからご相談をいただきまして、町内の事業者さんのほうに町内の別な事業者さんのほうをちょっとご紹介させていただいて、その生産設備の一翼を担っていただくような形で、生産機器を新たに町内の事業者さんのほうで製作をしていただいて導入をしていただいた実例がまず1つございます。

あとは現在、宮城県の中で半導体製造産業の投資あるいは生産が非常に好調でございます。その生産を担う企業が、実は関東首都圏のほうの事業所のほうからご相談をいただいております。そちらはこれまで誘致活動等々で当町のほうでも訪問させていただいた事業者様のほうでして、そちらのほうは今度宮城のほうに製品の一部を納入すると。ただし、向こうから作って運ぶとなると非常にコストがかかるというところから、その生産の一部を町内の事業者さんのほうで生産をしていただくことで、昨年度からそういった形で納品をしていただいている例がございます。

あとは町内の特産品といったもののご紹介等々をさせていただいて、これまで外から仕入れていた材料の一部を町内のほうからご購入いただく、そういったところの橋渡し等々もさせていただいております。以上でございます。

○委員長（木村哲夫君） 味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） 菅原係長には理路整然と説明をいただきましたが、その連関表についてですけれども、今まで担当の常任委員会といいますと総務建設あるいは産業経済のほうになるのか、そちらの場で提案といいますか説明というのがなぜなされなかったかなというのと、いずれ、その辺の連関表と先ほど言いました地域内経済循環についての資料などがありましたら、いち早くご提示をいただきたいということです。

あとポストコロナの施設、入居可能な数、その施設によってその数です。あとここは多分、中新田高校の魅力化のものとしても使用するのかなというところもあるんですが、この辺、分かる範囲で結構ですのでお願いいたします。

それから、最後の企業立地についてですけれども、今様々な橋渡しの実績をお伺いしました。いずれにしても、雇用につながるような企業の立地に関しての実績が上がるようにひとつ頑張

っていただきたいと思うんですが、この辺の考え方もありましたらお願いします。

○委員長（木村哲夫君） 政策推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長（菅原敏之君） 政策推進係長です。

まず、1点目の産業連関表についてでございますが、大変申し訳ありません、事前に常任委員会の皆様にご説明の上で予算措置を取るべきでございました。そのことにつきましては大変申し訳ないと思っております。

また、今現在、まだ委託の執行中でありまして最終的な成果物のほうはまだ受理をしているというような状況ではございませんので、委託のほうで最終成果物が受理になった場合には、改めてご提示をさせていただきたいと思っております。

また、2点目の国立音楽院のほうの施設でございますが、入居可能な数としましては2棟で39部屋となっております。そのうち、魅力化のほうで使用するのかというようなご質問でございますが、確かに国立音楽院さんのほうにそういうような打診もあり、それから魅力化の学校見学の際にもあそこのアパートのほうを訪問しているというような例も聞いております。以上です。

○委員長（木村哲夫君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

企業立地活動につきまして、ここ近年2年間ほど、大変いろいろと通常どおりの活動ができない状況が続いてございます。そうした中でも、宮城県あるいは東北に関する関心あるいは当市の要望等々は、大分これまでどおり引き続きあるように伺ってはございます。ただ、ここに来て、いろいろなものが高騰といったものによりまして新たな設備投資に関してちょっと先送り感があるところも見受けられるというお話も聞いております。

ただし、自動車産業にしろ高度電子機械産業にしろ、あと豊富な地下水ですとかそういったものを擁する東北地方、そしてそういう中で、雇用の面ではやはり仙台圏を抱える宮城県のそういった雇用に対する期待感というのも非常に首都圏の事業者様のほうは魅力に感じているというところで伺っております。

そういったところの情報等々を宮城県等々とも連携をさせていただきながら、逃すことなく町のほうにつなげて、町のほうに新しいそういった拠点を築いていただけるようなところで、また引き続き活動のほうは続けさせていただければと思っております。

あと、それに加えて、現在、町内の事業者さんのほうで3工場、新たに工場の増築というところで昨年度からご相談をいただいております。これも前々からいろいろお話は受けては

いたんですけれども、一応2社は正式に決まっております、今、工場の増設に向けて鋭意進んでいただいております。

そうなりますと、やはり雇用の面で新たに増やしたいという要望も新たにいただいております、この辺の学校、中新田高校さんはじめ近隣の高校等とも連携を取らせていただきながら、雇用の創出にも努めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（木村哲夫君） 味上庄一郎委員。

○4番（味上庄一郎君） 最後です。学生の住宅設備についてなんですが、国立音楽院の学生の寮として考えるのであれば、食事の面についてはどのように考えていますか。それはもう自由ですと、入居者については自由に自分たちで自炊しなさいという考えなのか、それとも寮として食事の面まで考えるのか。これは国立さんのほうで考えることになるのかと思いますけれども、この辺、何かお聞きであればお願いします。

○委員長（木村哲夫君） 政策推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長（菅原敏之君） 政策推進係長です。

国立さんの寮というような位置づけでございますが、確かにアパートですので寮母さんがいるわけでもないですし、それぞれの部屋にIHのコンロといったものを用意した上で、国立音楽院のほうから学生のほうに貸出しをしているというような格好でございます。

ですので、国立音楽院さんのほうに入学する大半の方が高卒以上というようなことでもありますので、その年齢であれば大学生等々でも親元を離れ自炊を始めるような年頃でございますので、特に何か食事の提供といったようなところは考えていないと思われまふ。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 次、6番高橋聡輔委員。

○6番（高橋聡輔君） 成果表の86ページから87ページ、決算書では71ページに関連することです。

内容的には、まず成果表より令和3年6月22日、加美町地方創生テレワーク推進に関する協定が結ばれましたということで記載があります。この辺から大分議会の皆さんも、私も含めてなんですけれども、一体どういったことが展開されているんだろうというのがなかなか難しくなってきた部分があります。リロカリコクリさん、巻組さん、あわえさん、七十七銀行さん、それぞれどういった活動をメインにして動いていくのかというところをまず分かりやすく説明していただければと思います。

あわせまして、今度は決算書の71ページに、地方創生インターンシップ業務委託料242万円です。ここはどこの事業者にどういった目的でこの金額がどのような形で使われているのかと

いうところについてお願いいたします

同じく72ページ、今度はテレワーカー向け環境整備工事とございます。この辺の部分あるいはワーケーション活用促進観光施設トイレ改修工事、どこの工事でどういったものなのか。

ここの部分で、なかなかもう横文字の羅列が多いです。サテライトオフィス、ワーケーション、テレワーカーなどなど、この辺の違いについてちょっと明確に教えていただけるとありがたいです。

○委員長（木村哲夫君） 政策推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長（菅原敏之君） 政策推進係長です。ご質問ありがとうございます。

まず、こちらの協定につきまして、ちょっと簡単に説明できるかどうか自信はないんですけども、まず、そもそもの趣旨でございますが、今回はこちらのほうは空き家を活用した首都圏からの暮らしと働き方のローカルシフトを推進していきましょと、こちらのほうに仕事と人を呼び込もうというようなものでございまして、そこで加美町においてサテライトオフィスの開設、それからテレワークを活用した移住滞在を呼び込みまして町内で関係人口を増加させる、さらには地域の産業、それから人材の育成を図ろうということを目的としました官民の連携の座組みとっていただけたらと思います。

というのも、このコンソーシアム形成する前に、やはりご存じのとおりコロナ禍におきましてテレワークといったものがかなり首都圏のほうで推進するというようなことにもなりまして、政府のほうでも東京一極集中を回避するために、地方でのサテライトオフィスの開設、それから地方創生のテレワークをどんどん推進していきましょといったような目的で、新たに地方創生のテレワーク推進交付金といったものが創設されたところでございます。

本町としましても、そのタイミングでちょうど当時の協力隊、今のリロカリコクリの社長さんから、空き家を活用して首都圏からの移住ですとかサテライトオフィスの展開といったようなものに取り組みたいという相談も受けておりまして、ちょうどタイミングもこのテレワーク交付金というものが創設されたというようなところもありまして、ぜひとも行政としても財源の当てでもできましたので支援をしていきたいと考えたところでございます。

その中で、行政とリロカリコクリさんだけでは、まだまだテレワーク、サテライトオフィスといったものをどういったように進めていいのかわからないというようなこともありましたので、首都圏からの企業進出、それからクリエイティブ人材を関係人口となるような人材の誘致、それから創業ですとか新規事業の支援促進に強みのあるような企業さんとの連携を図っていき

たいというようなことを踏まえまして、七十七銀行さんを中心にビジネスマッチングといいますが、自治体と企業さんを結びつけるビジネスマッチングのほうに、今回、提携して協定を結びました巻組さんやあわえさんのほうが先進事例として紹介、登壇されているといったようなこともありましたので、そちらのほうと接点を設けさせていただき、この話を打診させていただいたというようなところでございます。

それぞれのメンバーの役割でございますが、まず、リロカリコクリさんにおかれましては、本町で空き家を活用してサテライトオフィスを整備していく。さらに、空き家の適正管理や利活用の促進に向けた取組を展開していき、このサテライトオフィスを1つの空き家の利活用のモデルとして皆さんにも見ていただけるようなところに期待をしているところでございます。

巻組さんにおきましては、同じく本町に空き家を取得していただきました。その空き家を利活用してサテライトオフィスを整備し、次のインターンシップとも関係しますが、クリエイティブの人材、そういった想像力豊かな人材を誘致しながら関係人口の創出に期待をしているようなところでございます。

あわえさんにおきましては、こちらは平成27年からサテライトオフィスの誘致といったようなところを徳島県のほうで展開しております。これまでの実績も十分にあるというようなところからちょっとお話しさせていただきまして、今回、協力をいただけないかというようなお話をさせていただき、今もサテライトオフィスの誘致に向けたサポートといったところにご協力をいただいているところでございます。

そして、最後に七十七銀行さんですが、こちらのほうにつきましては、まずはいろいろな企業さんと持っているネットワークのほうをぜひとも町のほうにも提供していただきたい。さらに、企業が進出して操業開始しますというようには、そういった創業支援、金融支援といったようなところで協力をしていただきたいというようなところで、民間の4社と連携をさせていただいているところでございます。

続きまして、インターンシップについてでございますが、今回、第2期の地方創生の総合戦略におきまして、先ほどの伊藤委員の質問とも関係しますが、20代の若い人たちとかをやはりもう少し移住で呼び込む必要があるのではないかというようなところから、大学生を中心としまして地方で就業体験、それもただの労働といえますかそういったような意味合いではなく、企業さんが抱えている課題解決に自分たちが提案をしていくような実践的なインターンシップを展開しまして、地方の魅力といったものを体験していくというような目的で、地方創生のインターンシップ事業を昨年度から展開させていただいております。

委託先としましては、コンソーシアムを結んでおります巻組さんでございまして、この巻組さんというのも、関係人口創出に向けた中間支援組織というようなもので内閣府の事業の採択を受けております。現在、石巻におきましても、2016年から2020年までに129名、14社、53のプロジェクトを手がけてきているというような実績もありまして、今回、その実績を基に加美町のほうでも事業の展開をお願いしたところでございます。

一応、前回につきましては、東北芸術工科大学の学生6名の方が、加美町のほうで約1か月のインターンに臨まれまして、成果報告会には議員の皆様にも多数参加いただきましてありがとうございました。

今年度の成果報告会は、15日の14時から中新田公民館で開催する運びでございますので、ぜひとも足を運んでいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（木村哲夫君） 協働推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼協働推進係長（大河原聖絵君） 協働推進係長でございます。

決算書72ページのテレワーカー向けサービス環境整備事業についてご説明をさせていただきます。

成果表は94ページになっております。

こちらのテレワーカー向けサービス環境整備事業ですけれども、こちら旧旭小学校の2階にサテライトオフィス環境を整備したものでございます。地域の方々からの提案の中にも、地域活動に協力してくださる企業さんにサテライトオフィスとして貸し出したいといったような希望もございましたので、そういった提案をかなえるようなことということで2階全体にWi-Fiを整備いたしましたのと、それから、そういったサテライトオフィスで企業さん方が会議等に使えるようなテーブル、椅子、スクリーンといったようなものの整備でございます。以上になります。

○委員長（木村哲夫君） 6番高橋聡輔委員。

○6番（高橋聡輔君） しっかりと説明をしていただきましたが、文字起こしをしたらもう一度しっかり熟読したいと思います。この部分でちょっと確認をしたかったのが、まず先ほど聞けなかった部分で、決算書の71ページ、サテライトオフィス誘致マッチングイベント出展というものと、成果表の同じくサテライトオフィス誘致支援業務、サテライトオフィス誘致マッチングイベント、この部分に関してというのは、じゃあどの事業者でどういったことを行ったかというところについて再度お伺いいたします。

さらに、先ほど旭小学校の件でということでお話しいただきました。テレワーク、ワーケー

ション、サテライトオフィスという言葉が様々飛び交うんですけれども、結果的には、サテライトオフィスのためのWi-Fi工事ということでよろしいんですよね。

こういった横文字が、テレワーク、ワーケーション、サテライトオフィス、あと何かありますか、これが混同してくると何の事業をやっているのか全然分からなくなってきますし、ここであえて言いますけれども、じゃあ、しからば、純粋にワーケーション、サテライトオフィスじゃなくてワーケーションとして、この令和3年度にどのぐらいの方々が加美町に来てワーケーションを行ったか。また、このテレワークというのがちょっと私感覚違うのかあれなんですけれども、テレワークというのは、会社に行かないで自分の自宅からやっているイメージがテレワークで、どこか違うところに行って、例えば、旭小学校に行って仕事をするといったらワーケーションの感覚になるのかなとか、はたまたこのサテライトオフィスはそこに会社を持ってくればサテライトオフィスになると。この辺について混同しやすいところだと思いますので、ワーケーションの実績等を踏まえて今の件についてのお答えをお願いします。

○委員長（木村哲夫君） 政策推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長（菅原敏之君） 政策推進係長です。

まず、サテライトオフィス誘致支援業務、それからマッチングイベントの出展についてご説明させていただきます。

誘致支援業務につきましては、委託先はコンソーシアムを結んでおりますあわせさんでございます。ここで落札してからコンソーシアムを結んだというような位置づけでございます。目的としましては、サテライトオフィスというのは、誰でも使えるような事務所だとまずはイメージを持っていただければと思います。サテライトオフィスにも、常駐型のサテライトオフィス、それから循環型のサテライトオフィス、コワーキングスペースみたいな大会議室、そういういろいろな分類があると私も勉強させていただきました。今回、加美町のほうでまずメインとして造ったものは、いずれも循環型のサテライトオフィスがそれに近いのかなと思っております。

循環型のサテライトオフィスというのは、先ほど高橋委員さんがおっしゃったように、職場に行かないで自宅で仕事をしたりする、職場から離れて仕事をする方をテレワーカーと言うみたいでございます。その方たちが、自宅以外の場所で何かオフィスとか借りられないかなといったときのスペースとしてサテライトオフィスというようなものがございまして、今回、リロカリコクリさんのところはそういったテレワーカーさんたちが仕事場所を探しているというところの受皿になるものと思っております。

また、そこでリロカリコクリさんのところは滞在設備も整っておりますので長期滞在も可能でございますし、仕事をしながら近くの観光施設等を巡っていくというようなところが、勝手な解釈かもしれませんが、そういったものがワーケーションというようなものになってくるのかなと思っております。

ちょっと話ずれましたが、こちらの誘致支援業務としましては、今後、サテライトオフィスの利用促進に向けたところの取組としまして、まず町としてどういうふうにサテライトオフィス事業に進出してくる企業さんを集めてくる、こういったところをターゲットにしたらいいかというようなまず戦略を作成させていただきまして、次にもつながりますが、マッチングイベントのほうに参加する際のプレゼン資料などのアドバイスもいただいております。

さらに、そういったプレゼンの機会だけではなく、サテライトオフィスを探している方たちが見つけれられるように、ホームページの作成ですとか動画の作成、それからプロモーション用の冊子の作成なんかをこちらの誘致支援業務でお願いをしているところです。

さらに、サテライトオフィスのマッチングイベントにつきましては、あわえさんが主催するオンラインでの自治体と企業さんのマッチングイベントでございまして、自治体のほうからうちの町のサテライトオフィスの状況、それから進出してほしい企業さんに対するPR、うちの町に来たらこういったことができます、こういった企業さんを求めていますというようなPRをさせていただいた場所でございます、その後に商談というようなことを別日に開催するんですけども、その商談を経て、次に現地の視察というような流れになって、最終的にサテライトオフィスへの進出といったような一連の流れでございます。

誘致支援業務の中で、進出それから視察のところは、どうしても我々だけでは手の届かないところがありますので、企業さんとのそこの調整といったようなところをこの誘致支援業務の中でもお願いをしたところでございます。

よろしいでしょうか。

○委員長（木村哲夫君） ワーケーションをどれだけ行ったか。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長（菅原敏之君） 失礼しました。ワーケーションの実績は、ちょっと私たちのほうでは持っておりませんので、申し訳ございません。

それでは、代わりにサテライトオフィスの利用実績についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、令和3年度末におきましては、リロカリコクリのほうとしましては、個人会員、これは個人登録です、年間を通して登録をします。登録した場合には利用料金が安くなりますよと

というようなものでございまして、今回、令和3年度末時点では個人会員はゼロ、法人会員は1名、これは県外の企業さんでした。利用企業としましては、17社が利用しておりまして、記載のとおりでございますが、県内14社、県外3社、利用人数は69名というようなことでございます。

なお、直近の数字で申し上げますと、令和4年8月末現在で、個人会員は2名になっております。法人会員は7名となっております、そのうち県内1名、県外が6名でございます。利用企業数は47社、県内が39社、県外が8社でございます。利用人数につきましては196名、県内が150名、県外が46名というような数字でございます。

また、クリエイティブハブは、宮崎のほうの巻組さんが整備したサテライトオフィスでございますが、令和3年末時点では、まだ供用は開始していないということで利用の実績はございません。

令和4年8月末現在での実績としましては、個人会員登録が1名、法人会員はまだございません。ただ、検討中が1社であるというようなことは伺っております。利用企業数もまだございません。利用人数につきましては18名、県内が16名、県外が2名と、またさらにあとインターンの学生さんたちが今それぞれのサテライトオフィスを利用しているというような状況でございます。以上です。

○委員長（木村哲夫君） 6番高橋聡輔委員。

○6番（高橋聡輔君） 代わりのことまで説明していただき、ありがとうございます。

先ほど来言っているんですけども、このワーケーションとかサテライトオフィスとか様々な名前、今後、ぜひ何かに統合していただければ非常に分かりやすくなるのかなというところもあります。統合というかももう少し分かりやすい感じにさせていただくと、どこの角度から来ているのかなというのがなかなか難しいと思われるんです。

それから、先ほどあわえさんのほうでそれを結果的にやってくれるのかどうかあれなんですけれども、最終的に聞きたいのは、加美町にワーケーションあるいはサテライトオフィスと言われる場所というのは、令和3年度ないしは令和4年度でもどちらでもいいんですけども、何か所、そういったここで誘致できますよという場所があるのか。

また、そういったマップとか、おそらくあわえさんが入ってそういったことをいろいろ計画したりつくったりすると思うんですけども、実際に企業誘致の際に、そういったものをこういところでできますよというようなマップですとか、そういったものも活用できるのかもしれないので、そういったものもつくられるのかなというところも併せまして、何か所あるんで

しょうか。

○委員長（木村哲夫君） 政策推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長（菅原敏之君） 政策推進係長です。

まず、サテライトオフィスとしては2つとさせていただいて結構です。

ワーケーションができる施設といったようなところになりますと、産業振興課のほうでご確認をいただけたらと思います。申し訳ございません。

また、そういったパンフレット、マップ等々につきまして、マップまではちょっとまだ手が届いていない状況でございました。ただ、振興公社のほうでもワーケーションを題材にしたパンフレット、それから当課におきましてもサテライトオフィスを中心としたパンフレットのほうは作成をしております。また、サテライトオフィスのパンフレットにつきましては、宮城県の東京事務所、それから大阪事務所、名古屋のセンターのほうにも配架をさせていただいているところでございます。

今後、そういったところ、おっしゃったように企業誘致の場面とかでも活用が図れることに期待をしているところでございます。

○委員長（木村哲夫君） 6番高橋聡輔委員。

○6番（高橋聡輔君） すみません、4回目になっちゃうんですけども、ワーケーションと聞いたから駄目なんですかね。テレワークと言ったら出るんですか、数字は。ワーケーションだと、確かにバケーションが関係するからということだと思んですけども、先ほど言ったテレワーク、そのところで何かいろいろ難しくなっちゃうので、テレワークの場所だったら、先ほどサテライトオフィスは2か所、じゃあテレワークはと言ったら数字を言えますか。

○委員長（木村哲夫君） 政策推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長（菅原敏之君） 政策推進係長です。

大変申し訳ございません。昨年度といいますか一昨年度、前に公共施設のほうでただWi-Fiの整備させていただきました。なので、テレワークができる場所となった場合には、例えば、やぐらいの文化センターのほうとかでもスペースを借りて実施することも可能といえれば可能になってきます。なので、ここでできますというようなところにつきまして、今現在、どの程度あるかといったところは、申し訳ございません、把握はしていないということでご容赦願います。すみません。

○委員長（木村哲夫君） 皆様にお諮りいたします。一旦休憩を入れて、さらに質問、もうありませんか。質問をこれからやると思っている方、ちょっと手を挙げていただければ。（「な

し」の声あり) なければ、そのまま続けてよろしいですか。

じゃあ、質問のある方。12番一條 寛委員。

○12番(一條 寛君) 今のところと関連で、サテライトオフィス、小野田に1か所、あと宮崎、古民家アトリエとありますけれども、これはこの事務所というのはどこか場所があるんですか。何か我々は事務所というと、どこか地域があっけきちっと住所があっけとイメージするんですが、全くサテライトオフィスというのは公共施設とかなんかでも構わなく、そこでやっているという、きちっと事務所があっけ住所があっけという感じで、我々はどう理解すればいいのかと、この辺をちょっとお願いしたいと思って。

○委員長(木村哲夫君) 政策推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長(菅原敏之君) 政策推進係長です。

ちょっとお答えになっているかどうかなんですけれども、基本的に、まずはテレワークをするための場所といったようなのがサテライトオフィスでございまして、さらに、じゃあそこにずっと張りつきたいなというようなことが会社の中で合意が図られたというようなときには、もちろんそのサテライトオフィスの運営会社さん、ここでいうリロカリコクリさんや巻組さんと調整には、相談にはよるとは思うんですけれども、そこに会社の所在地を置くことも可能というようなことは伺っております。それが必ず必須だというようなものではないというような格好です。すみません。

○委員長(木村哲夫君) 12番一條 寛委員。

○12番(一條 寛君) 小野田と宮崎の2つの事務所というのはどの辺なんですか、場所的に。お話しできるんですか。すみません。

○委員長(木村哲夫君) 政策推進係長。

○ひと・しごと推進課主幹兼政策推進係長(菅原敏之君) 大変失礼しました。政策推進係長です。

まず、リロカリコクリさんにつきましては、小野田の城内になります。松本家住宅の東側というんですか、その辺になります。

古民家アトリエのほうにつきましては、宮崎の町なかといいますか、門眞菓子店さんの東側のほうになります。

○委員長(木村哲夫君) そのほかございませんか。(「なし」の声あり) それでは、質疑なしと認めます。

これにてひと・しごと推進課の所管する決算については質疑を終わります。

どうもお疲れさまでした。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木村哲夫君） 異議なしといたします。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、9月12日は午前10時まで、本議場に参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後3時50分 延会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年9月9日

決算審査特別委員会委員長 木村哲夫